

令和七年三月六日（木曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十名）

石川	渉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
江口	暢子	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
今野	美奈子	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳美	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
榎津	博士	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
田澤	伸一	委員
欠席委員（一名）		
奥山	誠治	委員

説明のため出席した者

知事	吉村美栄子	君
副知事	平山雅之	君
企業管理者	松澤勝志	君

病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	岡 本 泰 輔 君
みらい企画創造部長	小 中 章 雄 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里 香 子 君
県土整備部長	小 林 寛 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
警察本部長	水 庭 誠 一 郎 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

○今野副委員長 委員長所用のため私が委員長の職務を行います。

#### 午 前 十 時 零 分 開 会

○今野副委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

石川渉委員。

○石川（渉）委員 おはようございます。日本共産党山形県議団の石川渉です。一昨年の十二月定例会以来一年三か月ぶりの、二回目の予算特別委員会での質問となります。

予算特別委員会の質問は、所属している常任委員会の所管を超えて、県政全般について質問ができる機会ということで、大変貴重な機会と思っています。年度当初には、昨年十二月定例会で質問の機会がある予定でしたが、議員の辞職に伴って一旦失われました。改めて機会をいただいて、この時間の大切さを実感しております。機会をいただけたことに感謝申し上げ、県民生活を支える県勢の発展に資するように質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

早速質問に入ります。

初めに、核兵器の廃絶について吉村知事にお尋ねをいたします。

昨年のノーベル平和賞は、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が受賞しました。日本被団協は被爆者の唯一の全国組織で、一九五六年八月に結成をされています。

昨年十二月に行われた授賞式での日本被団協代表委員田中熙巳（てるみ）さんの演説を一部ですが紹介したいと思います。

「生きながらえた原爆被害者は歴史上未曾有の非人道的な被害をふたたび繰り返すことのないようにと、二つの基本要求进行運動を展開してまいりました。一つは、日本政府の『戦争の被害は国民が受忍しなければならない』との主張に抗い、原爆被害は戦争を開始し遂行した国によって償われなければならないという私たちの運動であります。二つは、核兵器は極めて非人道的な殺りく兵器であり人類とは共存させてはならない、すみやかに廃絶しなければならない、という運動であります。この運動は『核のタブー』の形成に大きな役割を果たしたことは間違いのないでしょう。」と述べられております。

私は、被爆という言葉に絶する壮絶な体験を受け、その後、この被害からの救済と原水爆の廃絶を文字どおり人生をかけて求め続けてきた被爆者の思い、願いを強く感じました。

私ごとになりますけれども、私が政治を強く意識するきっかけになったのが、核兵器廃絶の運動です。一九九二年、大学一年生の夏に広島で行われた原水爆禁止世界大会に参加し、そこで被爆者の訴えを聞きました。原爆ドームや資

料館を見学して、人類と原水爆が共存できないことを学びました。

ところが、日本政府は、アメリカの核の傘を理由に廃絶に後ろ向きであり、世界も核不拡散条約によって特定の国の核兵器保有を認めている状況でした。核兵器を廃絶するためには政治を変えることが必要で、自分に何ができるのだろうかと思いを思い出しながら悩んだ記憶があります。その後は、原爆パネル展の開催や核兵器廃絶を求める署名を集める活動など、核兵器廃絶の世論を広げるために行動してきました。

九十年代と比べ核兵器廃絶をめぐる状況は大きく変化をしております。被爆者が痛苦の体験を語り続け、「核兵器は人類と共存できない」と訴えてきたことが、核廃絶の交渉に「人道」の観点からアプローチが行われることにつながりました。

大きな契機となったのが二〇一〇年の核不拡散条約再検討会議ですが、この会議で全会一致で採択された最終文書に、「核兵器のいかなる使用も人道上壊滅的な結果をもたらすことに深い懸念を表明」と、初めて「人道上」という言葉が書き込まれました。その後、二〇一三年から一四年の三回にわたり、核兵器の人道的影響に関する国際会議が開催され、核兵器の非人道性が国際社会の共通の認識となっていき、二〇一七年の核兵器禁止条約の採択につながりました。

人道上核兵器は認められない、もしくは核兵器は人類と共存できないという人道上からのアプローチ、核のタブーは、核の傘を認める核抑止力論と両立しません。唯一の戦争被爆国である日本政府は、広島・長崎の悲惨さ、非人道性を認めています。被爆八十年の今年、日本には、世界の主流となりつつある核兵器の全面的な廃絶へ力を合わせるものが求められています。そのためにも核兵器禁止条約を批准することが必要です。

山形県内でも、核兵器廃絶を目指す運動を進めようと、多くの方が行動をしております。団体の一つ、原水爆禁止山形県協議会は、毎年、地域や職場からの代表で代表団をつくり、世界大会に参加しております。昨年の世界大会にも、青年や学生など若い世代を中心に代表団が参加しました。参加者の感想を幾つか紹介させていただきたいと思えます。

山形市内の二十代の男性は、「被爆体験者の話を聞ける最後の世代と言われてきました。最後の最後まで被爆体験者が自らの口で語る姿に感銘を受けるとともに、話を聞きながら目をつぶれば当時の様子が連想され鳥肌が立つほどの惨劇が伝わります。同じ過ちを繰り返してはいけない、この思いは様々な政治的立場を超えてつながる思いだと改めて感じました」。こう感想を書かれています。

もう一人、介護施設で働く三十代の女性は、「七十九年前のあの日、同じ地——これは広島の平和記念公園のことですけれども——同じ地で数千度に達する熱さの中で逃げ惑い、想像を絶する苦痛の中で亡くなった方々に思いをはせながら、被爆者の体験談や原爆遺跡などをじかに見聞きすることで、自分が知らなかったこと、知ろうともしなかったことに気づき、改めて核兵器の恐ろしさを学ぶことができました。核兵器は二度と使われてはならない、平和で公正な世の中になるためには核の使用をちらつかせるのではなく、核を廃棄、廃絶してお互いを認め合い、対話を重ねて和解していくことが大事なのだと思います。日本は唯一の被爆国であり、被爆者の声を聞くことができるからこそ、核兵器廃絶に向けて世界の先頭に立たなければいけないし、核兵器禁止条約に一刻も早く参加することを強く望みます」と、どちらも若い方の感想ですが、核兵器の廃絶を目指す思いが書かれておりまして、私も大変勇気をもらいました。

今、国連本部で核兵器禁止条約の第三回締約国会議が開かれております。その中でも日本被団協の代表の方が核兵器廃絶に向けた思いを語られておりました。今、国際社会が緊張状態にあります。そういうときだからこそ、この核兵器廃絶の運動を後押しする、そういう働きかけ、そういう後押しが必要になるのではないかと思います。

吉村知事は、一昨年、被爆者の三浦恒祺（つねき）さんからもお話をお聞きしたと伺っております。壮絶な体験が語られたのではないかと思いますけれども、ぜひ、そうしたお話を受けたことも踏まえ、さらに、被爆地も訪れたことがあるとお聞きしておりますので、そういった立場から、核兵器をなくすために、人道的な観点から、すなわち「核のタブー」の立場から、政府へ核兵器禁止条約の批准や会議への参加を求めているかどうかと思えますけれども、知事の所見をお伺いしたいと思います。

○今野副委員長 吉村知事。

○吉村知事 おはようございます。では、お答えいたします。

核兵器は、人類の負の遺産の代表的なものであると認識をしております。核兵器のない世界の実現というのは、恒久平和の実現につながる人類共通の願いであるとも思っております。昨年、長年にわたって核兵器の廃絶や被爆の実相に対する理解の促進に取り組んでこられた日本被団協が、ノーベル平和賞を受賞されたことは極めて意義深いことだと考えております。

原爆投下から今年で八十年となります。外務省によりますと、日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界の実現に向け国際社会の取組をリードしていく責務があり、核兵器の非人道性と安全保障の二つの観点を考慮しな

がら、現実的かつ実践的な核軍縮のための措置を粘り強く進めていくとしております。

政府においては、核兵器のない世界の実現に向けて、何らかの形で、核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たしていただきたいと考えているところであります。

○今野副委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 御答弁ありがとうございます。

何らかの形で橋渡し役を果たしていただきたいということですが、私、橋渡し役を果たすためにも、この核兵器禁止条約に日本政府が何らかの形で関わっていくということは非常に大事なことだというふうに思っています。

私は今回、「批准を」ということで求めておりますけれども、初めはオブザーバー参加とか、そういう形も含めて、この核兵器をなくしてほしいという世界の流れと、それから核保有国の間、これを被爆国である日本が取り持つていくというか、なくしていくために先頭に立っていく、その運動を進めていく、そういうことが大事だというふうに思っていますので、今回、第三回締約国会議に残念ながら日本の政府から、それから自民党からも参加がなかったわけですが、ぜひ政府からオブザーバー参加をまずはしていただく、そして行く行くは、この核兵器禁止条約、日本もしっかりと批准をして、核兵器廃絶の運動の先頭に立っていただくように、知事からも、今日はこういう答弁いただきましたけど、働きかけていただけるように御検討をお願いしていきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。

次に、選択的夫婦別姓について質問をします。

今、国政において選択的夫婦別姓についての議論がされています。新聞、テレビの各社が行った世論調査では、六割を超える方が導入に賛成しているものもあり、昨年の総選挙では、多くの政党が選択的夫婦別姓の実現や導入を公約にするなど、動きが進みつつあります。同姓を強制されることに不利益や不快感を訴える方がおり、特に女性に偏っている状況は、多様性や包摂性のある社会、ジェンダー平等社会と両立しません。早期の導入が求められています。

新日本婦人の会が一月に行った選択的夫婦別姓についての全国アンケートの、県内にお住まいの方の声を教えていただきました。ちょっと幾つか紹介したいと思いますけれども、「婚姻時、変えることの煩雑さと、これまでの旧姓の自分を捨てるような理不尽さを感じ不快だった」「仕事をしていたので、できれば名字そのまま続けられたらいいなと思った」「名前はとっても大事なもの。結婚で姓を変えたい人も変えたくない人も、どちらでも選べるのが一番いいです」など、こういった選択的夫婦別姓を求める声が多数寄せられております。

今、世界で夫婦同姓を法律で義務づけている国は日本だけです。日本経済団体連合会、経団連は、昨年六月に「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」と題した提言を発表しております。

提言では、「人口の半分を占める女性のエンパワーメントにおいて、我が国は世界に大きく立ち遅れており、取り組みの加速化が急務である。」として、経団連自身の取組を強化しつつも、「各社の取り組みだけでは解決できない、女性活躍を阻害する社会制度の課題もある。その一つとして見直しが求められているのが、婚姻時に夫婦いずれかの姓を選択しなければならない『夫婦同氏制度』である。」「同制度を改め、希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言する。」と選択的夫婦別姓の導入を求めております。

通称使用の拡大を目指す動きがありますが、これに対して提言は、「通称は法律上の姓ではないため、旧姓併記を拡大するだけでは解決できない課題も多い。また、通称使用は日本独自の制度であることから、海外では理解されづらく、寧ろダブルネームとして不正を疑われ、説明に時間を要するなど、トラブルの種になることもある。ビジネスの現場においても、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化するようになった。」「企業にとっても、ビジネス上のリスクとなり得る事象であり、企業経営の視点からも無視できない重大な課題である。」として、通称使用では解決できない問題があることや、かえって問題を複雑化することがあることを指摘しております。

経団連ソーシャル・コミュニケーション本部の大山みこ統括主幹に、昨年七月、「しんぶん赤旗」が取材をしているんですけど、この取材に対して、「これまで経団連は通称使用の拡大を推進してきました。」と、ただ、「その後、女性活躍が進展し、経団連の直近の調査では、通称使用が可能である場合も八八%の女性役員が、『何かしら不便さ・不都合・不利益が生じると思う』と答えています。また、八二%が『選択的夫婦別姓を導入し、本人が望めば別姓を選べるよう選択肢を増やした方がよい』としています。政府には、一刻も早く自らの姓を選択できる制度を実現するリーダーシップを取っていただきたいです。」と、こう取材で語っております。

女性がビジネスで力を発揮するために、選択的夫婦別姓の導入が必要な時代になったことは明らかです。結婚時に改姓するのは現在も女性が九五%であり、女性に大きな負担となっています。姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティーを奪われると感じるなど、個人の尊厳も脅かしています。家族の在り方は多様化し、夫婦・家族の形は様々です。多様な生き方を認め合う社会の実現や経済活動の点など様々な観点から、選択的夫婦別姓の導入が求められています。

吉村知事は、全国知事会の男女共同参画プロジェクトチームリーダーなどを務め、女性の社会進出や人権の尊重を

進める先頭に立って活動されてきました。また、今定例会の議案説明においても、様々な施策を通じて、誰もが個人として尊重され、活躍できる包摂性・寛容性の高い地域づくりを進めていくと表明されています。選択的夫婦別姓制度は、県が目指す社会を実現するために不可欠な制度と思いますが、吉村知事に所感をお伺いいたします。

○今野副委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

選択的夫婦別氏（べつうじ）制度、これはいわゆる選択的夫婦別姓制度と同じなわけですけど、この制度は、夫婦が望む場合に、それぞれ婚姻前の氏を名のることが選択できるという制度であります。

現行制度では、婚姻の際にいずれかが氏を変える必要がありますが、そのことによって生じる職業や日常生活での不便・不利益、アイデンティティーの喪失などが個人の活躍を阻害する要因の一つになっているといった指摘がこれまでもなされてきました。

こうした中、昨年六月に経団連から、多様性・公正性・包摂性が社会・経済のサステナブルな成長や企業のレジリエンスの向上のために必要不可欠であるとの考えや、時代とともに変化する価値観や社会実態に合わせて選択肢を増やす観点から、日本政府に対し選択的夫婦別氏制度の早期実現を求める提言がありました。さらに、十月には国連の女子差別撤廃委員会から日本政府に対し、女性が婚姻後も従前の姓を保持できるようにするため、夫婦の氏の選択に関する法規定を改正するよう求める四度目の勧告がなされました。

このような動きを背景に、昨今、制度への関心や議論を求める声が高まっていると承知をしております。全国知事会としても、前年に続き、今年度も本制度に係る議論の活性化について政府に提言をしたところでございます。

本県では、山形県男女共同参画計画に掲げる「互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会」の実現を目指し、これまで山形県パートナーシップ宣誓制度の導入など様々な取組を進めてまいりました。来年度は、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャスバイアスの解消に向けた取組を強化し、誰一人として生きづらさを抱えることのない包摂性・寛容性の高い地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、選択的夫婦別氏制度につきましては、本県の男女共同参画計画が来年度終期を迎えますので、次期計画の策定に向けて、昨年八月に山形県民の意識調査を実施いたしました。この中で初めて本制度に関する質問項目を入れたところであります。

「選択的夫婦別姓制度を設けることについて議論がありますが、どう思いますか。」との問いに対し、「現在の法制度を維持したほうがよい」「希望する夫婦が別々の名字を名乗ることが選択できる法制度を導入したほうがよい」「その他」「わからない」という四つの選択肢をお示ししましたところ、現在集計中ではあるんですけども、回答をいただいた県民のうち五六・一%の方が「希望する夫婦が別々の名字を名乗ることが選択できる法制度を導入したほうがよい」と回答されております。現行制度維持は二六・三%、「わからない」が一四・八%となっております。「その他」というのが一・七%、無回答というのが一・一%でございます。

同じ氏を名のことで、夫婦や家族の一体感が生まれるという意見がある一方で、氏を変えることによって仕事上の実績が引き継がれないなどの不利益を受けたり、生きづらいと感じたりする方がおられることも事実であります。こうした様々な立場からの意見に耳を傾けながら、誰もが個人として尊重され、個性や能力を十分に発揮できる社会づくりを前に進めていくことが重要であると考えております。

選択的夫婦別氏制度は、国民全体に関わる問題であり、男女共同参画社会の実現に向けても大変重要な事柄でありますので、政府や司法の判断、そして国民の意見を踏まえ、国会でしっかりと議論を深めて前に進めていただきたいと考えております。

○今野副委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 重要な事柄なので、しっかりと前に進めていただきたいということで、導入に向けて議論を進めていくことは非常に大事だというふうに思います。

個人の尊厳が脅かされる非常に重大な問題だというふうに思いますし、政治家の中でも、やはり名前が変わるということで、キャリアがそこで断絶してしまうというか、非常に不便な思いをしている方もいらっしゃると思うんですよ。結婚する前には自分の育った姓で立候補するんだけど、途中で結婚して姓が変わると。その後どうするかといったら、恐らくほとんどの方が通称使用ということで、選挙のたびに通称使用の願いを出したりとか、あるいは議会の中でも通称使用の届けを出して、そういう取扱いをしてもらって活動されていることなんだと思いますけれども、そういった自分の戸籍上の名前と実際に使っている名前が違うということは、非常に不便さ、不利益さを感じる一つの要因になっていると思います。

私も非常に不便さを感じている一人です。私、小学生の子供がいるんですけども、四月に小学校から書類——記入しなければいけないもの——がいっぱい来るわけですね。そのときに、子供のことでお父さんの名前とお

母さんの名前を書く欄あるわけですが、名前を書くときに、通称使用ですというふうにつけないと何だかよく分からないといえますか、そういうことになるわけです。それを毎年度毎年度やるわけですね。私よりも妻のほうがよっぽど困っているというか傷ついているんじゃないかと思えますけれども、私自身にとっても非常に不便さを感じる、そういう場面もあります。

先ほど言ったように、ただ単に通称使用を広げればこの問題解決するかといったら、個人の尊厳の問題も含めて解決しない問題でもありますので、一刻も早く選択的夫婦別姓、この制度を導入してもらうということが大事だというふうに思っていますので、知事にもぜひ知事会などでもリーダーシップを取っていただいて、この制度導入されるようにお力添えをお願いしたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

じゃあ、次の質問に移ります。

次に、不登校児童生徒への対策について質問をいたします。

文部科学省の調査で、二〇二三年度の小中学生の不登校は全国で三十四万人に達し、過去最多となりました。二〇二二年度から一五・九%の増加となっています。山形県でも小学校で七百八十五人、中学校で一千五百五十四人となり、前年度より小学校百人、中学校百六十六人増えました。小・中合計で約三十人に一人が不登校児童生徒ということで、かなりの人数となっております。

二〇一六年に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、教育機会確保法というふうに言われておりますけれども、これが成立をして、翌年施行されております。文部科学省が出した通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」とされております。

現在、次期となる第七次山形県教育振興計画の策定に向けて作業が行われていますが、不登校児童生徒への対策はどのように位置づけられているのでしょうか。また、今後どのような取組を検討されているのか、教育長にお伺いをいたします。

○今野副委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 現在策定中の第七次山形県教育振興計画では、目標として「ウェルビーイングを目指し、多様性あふれる持続可能な社会の実現を担う山形の人づくり」を掲げ、自分らしく可能性にチャレンジできる学びの実現や、誰一人取り残されず学び続けることができる機会の充実など、学校、家庭、地域が連携協力しながら取り組むこととしております。また、主要施策の一つに「様々な事情を持つ子どもへの対応」を掲げ、不登校対策につきましても、学校での居場所づくりやICTの効果的な活用などに総合的に取り組むこととしております。

このような中、県教育委員会では、不登校対策について、「未然防止」「早期発見・早期対応」「学びを続けられる環境づくり」の三つを柱に各種の取組を進めてまいりました。このうち、委員お尋ねの不登校児童生徒への支援につきましては、ただいま申し上げた三本目の柱であります「学びを続けられる環境づくり」として取り組んできたところであります。

具体的に申し上げますと、学校内におきましては、教室に入りづらい児童生徒のために、保健室や相談室などいわゆる別室を活用し、担任はもとより教科担当の教員等が時間を調整しながら学校ぐるみで支援に当たっており、県教育委員会といたしましては、不登校児童生徒の多い小中学校に学習支援員を配置するなど支援をしているところであります。また、登校することが難しい児童生徒につきましては、学習支援や居場所づくりのために市町村が公民館等に設置している教育支援センターの環境整備や、学校と児童生徒の自宅をオンラインでつないでの遠隔授業の実施への支援など様々な取組を行ってまいりました。さらに、学校とフリースクール、関係機関が相互に連携協力しながら子供を支えるためのネットワークづくりにも取り組んできたところであります。

このような中で、新年度からは経済的に困難を抱えながらフリースクールを利用している家庭に対しまして利用料の一部を補助する市町村への支援を行ってまいりたいと考えております。また、外に出ることが難しい児童生徒を念頭に、新たに仮想空間・メタバースを活用し、学習相談会や社会科見学などの学習支援を行い、不登校となっている子供の興味関心をかき立てながら、少しでも社会とのつながりを保てるようにしてまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村教育委員会や関係部局と連携しながら、不登校となっている児童生徒に寄り添い、一人一人の状況やニーズに応じた学びや居場所づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○今野副委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 ありがとうございます。

今言われたような取組を今後やっていくということで、これらの取組、私も非常に大事な取組と思っていますので、さらに前進させていただきたいというふうに思っております。

ただ、私、ちょっと足りない部分があるのではなからうかというふうに考えています。学習機会の確保、学びの機会の確保ですね、これ非常に大事なことで、保護者の皆さんからアンケートを取りますと、それがかなり上のほうに、自分の子供の学習の場が失われてしまうんじゃないだろうかということで、不登校の保護者の皆さんが心配されるという状況ありますので、これは積極的にやっていくということで、今いろいろとお話をされたんではないかというふうに思いますけれども、もう一方で、子供たち一体どんなことを思っているのかということが、当事者の皆さんがどう思っているのかということが対策を立てる上でも重要ではないかというふうに考えています。

学校に行けなくなった子供たちにアンケートを取りますと、しっかりと休める時間や場所が欲しいと、保証してほしいという声が非常に多く出ます。一つ御紹介しますが、NPO法人「多様な学びプロジェクト」が、二〇二三年十月から十二月に行った「不登校のこどもの育ちと学びを支える当事者実態ニーズ全国調査」というものがあります。ここでは子供たちのニーズについて子供自身が回答しているんですけれども、複数回答なのでパーセントかぶりませんが、一位が四四・五%で「不登校の偏見をなくして」、二位が「学校が変わってほしい」で三六・九%、ほぼ同率の三六・五%が「安心して休みたい」というふうになっているわけです。当事者の三人に一人が安心して休める環境、これを求めています。

登校拒否の子供たちに長年関わってきた認定NPO法人「フリースペースたまりば」理事長の西野博之さんは、最近の著書で、「私がまず親御さんに伝えたいのは、どうか子どもを休ませてあげてくださいということです。一日、二日ではないですよ。本人が自ら動き出すまで、しっかりと休ませてください」というふうに述べております。

私たち日本共産党中央委員会と国会議員団が不登校問題の関係者や当事者の皆さんから聞き取りを行った調査あるんですが、これでも、不登校には様々な形があるけれど、子供たちは心にけがを負っている状態、心に傷を負っている状態にあること、だから安心して休養できることが大切なこと、回復の中でありのままの自分を肯定的に受け入れられるようになると力が生まれ模索が始まること、他者との人間関係が大切な役割を果たすこと、などをここで挙げております。

子供たちは、どこかで誰かに、これは特定の方を指すわけじゃないんですけれども、誰かに傷つけられたわけで、不登校の子供たちというのは決して悪い子供たちではないわけですね。問題は、子供をより多く傷つけるようになった学校や社会のほうにあります。そして、不登校の多くの子供たちは、休養や回復や模索への支援が十分保障されずに困っているというのが現状ですから、ここも対策の中にしっかりと入れていくという、そういう視点が必要ではないかというふうに思います。学びの機会の保障ということはあるわけですが、その学びの土台となる意欲を回復する時間と場所、これも重視して取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

七教振見ますと、ちょっと私には、残念ながら、安心して休めるような環境や場所づくり、あるいは学びの土台となる、そういった場所や時間を保障するというような観点はちょっと足りないのではないかというふうに思っております。

私、昨年、関議員と一緒に長野県に視察に行ってきたんですけれども、長野県で私が取組として注目したのは、不登校児童生徒への支援として、相談体制の充実、それから学習の支援、これがあるわけですが、あと場所の確保を重視して行っているということで、信州型フリースクール認証制度が全国でも先進の取組ということで知られておりますが、この制度では、フリースクールを「学び支援型」と「居場所支援型」の二つの類型で認証をしていて、この居場所支援型のほうは、内容が、学びの土台となり得る社会的自立や生活自立に向けた相談支援に重点を置く活動という位置づけになっているわけです。ですから、私は、こういった学びの機会の確保だけでなく、学びの土台もしっかりと県で位置づけて、居場所づくりを支援していく、長野県はそういうことをやっているのではないかという印象を持って帰ってまいりました。

私は、山形県でも子供が安心して休む権利、自分らしく生きられる権利を大切にすることを基本に据えて、子供の居場所として学校復帰を前提としない公的な施設の拡充などを進める、民間の様々な学びの場や居場所、これフリースクールやフリースペースのことですけれども、これをきちんと認め公的支援を充実させる、子供や保護者が不登校や将来のことを安心して相談できる窓口の拡充や、学校や地域での自主的な親の会を公的に支援することなどを取り組んでいく必要があるのではないかと思いますけれども、そういったことの全体を不登校児童生徒対策の中に入れていく必要があるのではないかというふうに思います。

ちょっと今る申し上げてきましたけれども、不登校児童生徒の対策で、全体をしっかりと県で持つ必要があるのではないかと考えています。先ほど教育長も述べられた学校で行う不登校を生まないようにする取組、これ非常に大事ですから、そこから始まって、それから不登校となったときに、先ほど当事者のニーズとして紹介した休養や回復、学びの土台、これをつくる取組ですね、場所と時間もつくっていくという、そういった取組、模索に対する様々な支

援、それから多様な学びの場の確保や、学校復帰や社会的自立というのはあるわけですが、そういった全体です、全体をしっかりと計画の中に位置づけて取り組んでいく必要があるのではないかと思います。

私の七教振の見方では、そういった学びの土台の部分はどう支援していくのかという部分がちょっと欠けているように思うんですけれども、その部分を含めて、この不登校児童生徒の対策全体を計画に入れ込んでいくとか、あるいは七教振にそんないっぱい書き切れないということであれば、エッセンス的なものにとどめ、全体は新たな指針として策定するとか、そういった不登校児童生徒全体の方針を持って施策を推進する必要があるのではないかとこのように考えているところですが、教育長の見解をお伺いいたします。

○今野副委員長 高橋教育長。

○高橋教育長 ただいま石川委員から、学びに向かうその土台、前提として、休養の場というような話もございました。

まず、様々な理由で子供たちが不登校になってしまうということはあるわけですが、実際そういう子供たちが増えている事実はもちろんございます。そういう場合に、まずもって休養の場となるのは、理由にもよりますが、本来は、各家庭ではなかろうかというように思います。

そういう中で、先ほど申し上げましたように、教育局といたしましては、教育を施すという観点から、様々な受皿をつくっているわけですが、ただ、私、「児童生徒に寄り添い、一人一人のニーズに応じた」と申し上げましたけれども、先ほど申し上げました市町村の教育支援センターにしろ、学校における別室登校にしろ、学習することをしなければならぬという前提としているわけではなくて、まず、それぞれの施設に足を運んでもらうことから始まり、話を聞いたり、やりたいことがあれば取り組める環境をつくってあげたりしながら、児童生徒の心起こしを進め、その先の主体的な学びや活動につながるように、児童生徒一人一人の状況を丁寧に見定めながら取組を進めているところであります。

そういう意味では、こういう場におきましても、子供たちが安心して休めるようにというような点について心を砕いて対応しておりますので、今後におきましても、そのような考え方の中で、生徒に寄り添いながら、生徒の状況、一人一人の様子に応じた支援というものに取り組んでまいりたいというように考えております。

長野県の取組例などございました。不登校の児童生徒に対する支援の在り方というのは、まだまだ様々な工夫の余地はあるかと思いますので、他県のそういう取組の状況なども大いに参考にしながら、私どもとして何ができるかということにつきましては、いろいろ研究などもしてまいりたいというふうに思います。

全体像につきましては、先ほど委員からも御紹介ありました教育機会確保法に基づきまして、文部科学省では不登校対策等に関する施策を総合的に推進するための基本方針というものを策定しております。この基本方針の中で、その考え方として、個々の状況に応じた必要な支援と安心して教育を受けられる学校環境の整備という二つの柱の下に、例えばスクールカウンセラー等の連携による教育相談体制の充実でありますとか、教育支援センターの設置促進、それから機能強化、そしてフリースクール等民間支援団体との連携による支援など具体的な方針が示されておりますので、私どもとしては、これらの法律や基本指針につきましては、不登校に係る指針・方針としてしっかりと文部科学省のほうから示されているというふうに考えておりますので、今後ともこれら方針に基づきましてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○今野副委員長 石川委員。

○石川(渉)委員 市町村で行っている教育支援センターの事業などで、必ずしもいきなり学びということではなく、休息や回復が必要な子供のケアもやっているというお話もありました。現場ではもうそういうことをしっかりこれやらざるを得ないですから、やっているところもあるわけですよね。

ですから、文部科学省の「COCOLOプラン」のことも今お話されましたけれども、その「COCOLOプラン」の中でも、子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮して、一人一人に合った支援やっていくんだというふうにしているわけですから、そういったことも含めて、あとフリースクールやフリースペースとは連携をしていくというようなお話もありましたけれども、連携だけでなく、しっかりと子供の居場所なんだということで、この「居場所づくり」を県の計画の中にしっかりと入れてやっていくということが、私必要なんじゃないのかなというふうに思うんですね。

ですから、今、教育長お話しになったことは、文科省の出している教育機会確保法とか、それから文科省の通知ではそういうことになっていきますよというお話、それから現場ではそういう支援始まっていますよというお話いただきましたけれども、県の教育委員会として、私は、当事者の皆さんが、休みの時間、それから回復の時間必要なんだという声も上げているわけですから、それに寄り添って、一歩でも二歩でも対策の幅を広げていただきたいとか、進んだ対策をしていただきたいというふうに思っておりますし、そのためには、ちょっと話戻りますけれども、県としてまとまった不登校児童生徒の対策をしっかりと立てていくということは必要だと思えます。文部科学省の「C

「OCOLOプラン」ではこうなっていますよということだけではなくて、県としてしっかりと方針立てて対策を行っていくということが必要だと思いますので、ぜひそのことも含めて今後御検討いただければというふうに思います。

ちょっとこれ以上やり取りをしても議論進まないと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いして今日は終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

次に、介護保険制度ですね、介護事業について質問をいたします。

介護事業、中でも介護保険の事業は、国の制度として、どこに住んでいても一定水準の介護サービスを受けられることが求められています。ところが、欲しいサービスが受けられない、必要なときにサービスを提供する事業者がないという状況に急激になりかねない事態となっています。

昨年の介護報酬の改定では、改定率は僅かプラス一・五九%でした。物価の上昇には全く追いつかず、賃金の抑制や事業者の倒産の要因となっています。

特別養護老人ホームなどを運営する法人の役員さんにお話を伺いましたが、「介護報酬など決まった方法でしか収入がない中で、電気代、灯油代をはじめ、物価の高騰で支出が大幅に増えている。働いている職員の給料を上げないと職員が集まらない状況だが、上げるお金がないどころか、ボーナスをカットせざるを得ない。昨年までは——これは一昨年まではですけど、これ十二月に聞いたお話なので——何とか冬のボーナスは二か月支給してきたが、今年は一か月になってしまった。社会全体が賃上げに向かっていっているときに、ボーナスとはいえ、実質的に賃下げになってしまったことを申し訳なく思っている」とおっしゃっておりました。先日、直近の状況をお伺いしたところ、「今はボーナスカットした分を切り崩して運営をしているが、物価上昇が続けばもたなくなる」と言います。さらには、人手不足も深刻とのことで、「お金もなく、職員の成り手もない。介護報酬が増えなければ何ともならない」とおっしゃっておりました。

この法人は、三つの施設型事業所などで百人を超える入所者・利用者があります。運営を続けるために懸命な努力をされておりますが、仮に廃止となれば地域にとって大変な痛手となります。

昨年十二月に真室川町、新庄市の施設型介護事業所が廃止となり、利用者六十八人が別の施設に移動することになりました。県、市・町、そして介護事業者の協力で一か月に満たない期間で全員の転所ができたと聞きましたが、利用者は急な転所で大きな負担だったのではないのでしょうか。地域にとって必要な施設がなくなる状況は避けなければなりません。

施設型だけではないんです。訪問介護事業所も深刻な状況です。訪問介護は、政府が進める地域包括ケアの中心的なサービスであり、この事業がなければ在宅で安心して暮らすことはできません。ところが、昨年四月の介護報酬の改定で、訪問介護は基本報酬部分がマイナス改定となりました。私が伺った事業所では、「在宅と言ってきておいて報酬を下げるなんて国は何をしたいのか」「一生懸命頑張っているのに引下げはひどい」とおっしゃっておりました。

通所・デイサービスと訪問を同じ事業所で行っているところは、訪問の赤字を通所で埋めて事業を回していると、こういうお話、それから、訪問介護だけで事業を行っている事業所では、管理者の所長さんは年金で生活して自分の給料を出していないと、自分の収入は年金だけという、そういうお話で、もう訪問介護の事業が回っていないという状況になっております。この事業所は、所長さんが高齢だったこともあって、昨年末に残念ながら事業を廃止されましたけれども、経営状況がよければ事業を続けていた、もしくはどなたかに引き継いでいたのではないかと思います。

県内の介護事業者、特に地域に根差して事業を行っている小規模事業者は大きな危機を迎えているのではないかと思います。

県は、昨年九月補正に続き、この二月も物価高騰対策で社会福祉施設に支援金を出す予算を提案しております。事業者からは「支援してもらえるのは本当にありがたい。昨年九月の支援は以前の半分で全然足りなかった。今後も支援してもらいたい」との声が寄せられております。物価が高騰する局面で、状況に見合った継続的な支援が必要です。

県は、介護報酬と物価上昇の関係をどのように考えられているのでしょうか。現状を踏まえ、今後どのように支援していくのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

○今野副委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 お答え申し上げます。

国の介護報酬は、介護需要の変化や物価の動向、経済情勢などを踏まえ、適切な介護サービスの質を確保するため、三年ごとに報酬額の見直しが行われております。しかし、ここ数年の急激な物価上昇により、介護報酬の増額改定分を上回る状況が続いており、介護事業所の食材費や燃料費等の負担が非常に大きくなっております。

このため、県では、令和四年度以降令和六年度にかけまして政府の交付金を活用し、延べ四回にわたり総額で八億三千万円の物価高騰対策支援金を介護事業者に対して交付しております。加えまして、介護職員の賃金を改善するための臨時的な支援としまして、令和四年度及び六年度に総額十一億円の処遇改善支援補助金を交付したところでござ

います。

さらに、今定例会におきましても、物価高騰・処遇改善に係る支援につきまして、委員からもお話ありましたが、二月補正予算を御可決いただきました。このたびの補正につきましては、物価高騰・処遇改善を合わせまして約十億円の支援金の追加でございます。今後も引き続き介護事業所の経済的負担軽減のための支援を行ってまいります。

あわせて、政府に対しては、物価高騰による影響や、全産業平均と介護分野の賃上げ率との格差を踏まえた介護報酬の臨時改定を含む適時の見直し等について継続して要望してまいります。

一方、介護分野においては、人材不足が深刻な課題となっております。令和七年一月の県内の有効求人倍率は、全産業平均の一・三四倍に対しまして、介護関係職は二・九九倍と大きな開きがございます。

こうした状況の中でも、介護の質を確保し向上させていくため、県では、今年度、介護生産性向上総合支援センターを設置しまして、業務の効率化を図るための相談対応やモデル事業所への伴走支援を実施しておりまして、その成果を県内事業所へ順次横展開してまいります。さらに、生産性向上に向けたICT機器や介護ロボット等の導入に係る支援金について、今年度は補助率をこれまでの二分の一から四分の三に拡大し、予算額も倍増して実施いたしました。来年度も同程度の支援を予定しておりまして、業務の改善や介護職員の負担軽減を推進してまいります。

また、お話のありました訪問介護につきましては、地域の在宅ケアの中心的役割を担う重要なサービスであります。人材不足と経営状況の悪化を理由に、全国的には休廃止が増加しております。このため、新たに令和七年度は訪問介護事業所に対しまして、経験の浅い職員に同行する費用等への助成を行うとともに、地域における事業者間の連携体制の構築を推進し、訪問介護サービスの維持・確保に取り組んでまいります。

必要な方が安心して介護サービスを受けるためには、介護事業者の安定した運営が不可欠であります。今後も介護現場からの声をよくお聴きしながら、課題を把握し、適時適切な支援を行いますとともに、政府に対して制度の改善等をしっかりと働きかけてまいります。

○今野副委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 今後もしっかりと支援を進めていただくという御回答をいただいたので、介護現場の声も聴いていただいて、ぜひ県でもしっかりと支援をしていただきたいというふうに思いますけれども、やはり国の制度を変えていくということをやっていかないと、なかなかこれ大変な現状になると思っています。

介護報酬上げが求められていると思いますけれども、一方で、介護保険は被保険者の保険料と公費負担で成り立っておりまして、負担割合は決まっておりますので、介護報酬を増やすと被保険者の保険料が増えるという仕組みに残念ながらなっております。一号被保険者の保険料は制度開始時の二倍、六千円を超えており、負担が重いという声ももう既に増えています。これ以上負担を増やすべきではないと思います。

そのため、この公費の部分、特に国の負担割合を増やすということが必要で、それによって介護保険を支えていくことが必要だと私は考えます。具体的には、国が負担している二五％を一〇％程度増やして三五％程度にし、公費負担の割合を六〇％程度まで増やしていくことが必要と考えます。

介護報酬の引上げと国の負担割合を増やすことを国に強く要望し、介護事業が安定的・持続的に運営できるように制度の改善を目指してはどうかと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○今野副委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 介護報酬は、介護サービスの種類ごとに政府が決定することとされておりまして、三年に一回行われております介護報酬の改定は、事業所の運営に大きな影響を及ぼすものというふうに認識しております。

直近の令和六年度の改定においては、四つの視点から改定されておりまして、「地域包括ケアシステムの深化・推進」でありますとか「制度の安定性・持続可能性の確保」などが視点とされておりました。

一方、介護保険の給付に係る財源としましては、四十歳以上の被保険者が負担いたします保険料五〇％及び国・都道府県・市町村が負担します公費五〇％で賄われております。この公費五〇％の内訳であります。国二五％、県一二・五％、市町村一二・五％が基本とされております。

本県の介護保険料のうち、六十五歳以上の被保険者の第一号保険料月額、こちら県平均であります。この推移を見ますと、約十年前、第六期計画の時代であります。平成二十七年から平成二十九年の三年間でありましたが、五千六百四十四円に対しまして、直近の第九期計画、こちら令和六年から令和八年であります。六千五十八円でありまして、全国平均よりは低いものの、約七％増加しております。高齢化が進展する中、持続可能な介護保険制度の構築が重要と考えております。

県としましては、介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、これまでも全国知事会や北海道・東北七県保健福祉主管部長会議などを通しまして、適切な介護報酬の設定や国・地方の負担の在り方も含め、国庫負担割合を引き上げるなどの必要な制度の改善を政府に提案・要望しているところでありますけれども、引き続き機会を捉えて政府に対して働きかけてまいりたいと考えております。

○今野副委員長 石川委員。簡潔にお願いいたします。

○石川（渉）委員 国庫負担の引上げを求めているということですので、私、県としても求めていく必要があるのではないかというふうに思っております。ぜひ県民の安心した生活ができるように今後も頑張っていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○今野副委員長 石川渉委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十五分再開いたします。

午前 十一時 一 分 休 憩

午前 十一時 十五分 再 開

○今野副委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。吉村和武委員より画像資料等の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

吉村和武委員。

○吉村委員 県政クラブの吉村です。今日三月六日、何の日なのかなと調べたところ、一番初めに検索にヒットしたのが「スリムの日」でした。

早速質問に入りたいと思います。

大船渡市で発災しました大規模火災は、一週間経過いたしました。三日前ぐらいに、山形市の消防本部の方とお話をする機会がありまして、どういう状況なんだというふうなことを聞いたところ、あまりにも乾燥して地肌がかさかさじゃなくてふわふわだというふうな表現をされていました。民家への延焼を防ぐのが精いっぱいだというのが数日前の状況だったようであります。

報道によりますと、昨日から少し雨が、雪も降って、延焼は少し食い止められたというふうなことをお聞きしておりますが、山形県からも消防本部、消防隊員が大船渡まで行って必死の消火活動に当たっております。

一日も早い鎮火と、そして復旧復興が望まれるわけでありまして、現在の山形から出動している消防隊の状況はどのようなか、また、緊急的な財政措置、そういったものが必要あるのかどうか、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

○今野副委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 大船渡で発生しております林野火災ですけれども、昨日まで焼失面積がおよそ二千九百ヘクタールというふうなことで、これは昨年、本県でも南陽市で林野火災が生じたけれども、その面積のおよそ二十四倍程度になっている、かなり非常に大がかりな大規模火災だと認識をしております。

避難世帯については一千八百九十六世帯、それで四千五百九十六人に避難指示が出されていると伺っているところであります。

本県に対しては、二十六日に消防庁のほうから緊急消防援助隊の派遣要請がありました。地上からの消火活動等を行う大隊として、県内十二の全ての消防本部から約百十名程度の体制で出動してもらっているところであります。

この大隊につきましては、二十七日の未明から消火活動を開始しておりまして、本日も夜十二時ぐらいから三時間程度の消火活動をしたというふうにお聞きをしておりますけれども、この間、延べ一千二百二十八名の消防隊員に従事してもらっているところでございます。また、本県の航空隊のほうにも要請がございまして、消防防災ヘリも二十七日から空中消火活動を行ったところでございます。

先ほど委員のほうからありましたとおり、昨日から大船渡のほうでも雨だったり雪だったりというふうなことで、若干その乾燥状態というのが和らいでいるというふう聞いていますけれども、なかなか鎮圧というところまでは、少し不透明な状況だというふうなことで聞いております。

山形県の救援隊の活動も、大体三泊四日ぐらいのクールで派遣をしておりますので、今、第三隊が行っているというふうなところなんです。県としましては、県のバス協会の協力を得まして、この隊員の移送については、そういったバスを借り上げて対応しているところでありまして、隊員からも、その点については負担が軽減されるということで非常に喜ばれているというふう聞いております。

なお、さらに県では、本日から県庁ロビーをはじめとして、総合支庁など県有施設十二か所において募金箱を設置して義援金を募ることとしております。広く皆様からの募金の御協力をお願いしたいと思っております。

そして、先ほど委員からありました財政負担の話ですけれども、基本的には、救援隊の経費につきましては、全国

市長会や全国町村会等が設立をした一般財団法人の全国市町村振興協会が全額負担することとされております。しかしながら、同協会への請求については事後となりますから、県及び市町村がそれぞれの経費をまずは立替払いをすることになります。

県では、ヘリコプターの燃料代や交代要員の輸送を行うための貸切りバスの経費等の支出が見込まれますが、財政当局と協議をしながら、適正な支出に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、同じく市町村におきましても、消防車両の燃料代、それから飲食に要する経費等の支出が見込まれるところでもあります。現在のところ、予算が大幅に不足する等の話は聞こえてきませんが、山形市消防本部を通じまして、必要に応じてそれぞれの市町村の財政当局に協議を行うなどして、適正な支出に努めてもらいたいと話をしているところであります。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。少し雨も降ってきたので収まってほしいなと思っています。

財政上は今のところ大丈夫だというふうな話ではありますが、状況の推移によっては、必要な措置をぜひ検討いただければと思います。

続きまして、救急搬送におけるDX推進についてお伺いいたします。

救急医療情報共有システムの実証事業について質問をさせていただきます。

これまでこの議会でも何度か質問をさせていただきまして、取り上げさせていただきました。コロナ禍において救急搬送困難事案——病院照会四回以上の重症症例、また、病院照会五回以上の全症例というのが正しいようではありますが——が発生していること、そして、そのほとんどが村山地域で発生していること、最長で病院の受入れが決定するまで二百分以上かかった例があることを紹介し、タブレット端末を活用した救急医療情報共有システムの導入が必要であると提案させていただきました。

前回の質問時は、実証実験として村山地域の各消防本部で導入が始まったという段階でしたが、今月に入って、山形連携中枢都市圏救急医療情報共有システムのワーキンググループ——これは超党派で県会議員も何人か以前参加したことがございます——そのワーキンググループが開催され、実証実験の報告と今後のスケジュール等が示されたとお聞きしました。

県もオブザーバー参加をしたとお聞きしておりますが、現在の状況はどうなっているのか、防災くらし安心部長にお尋ねいたします。

○今野副委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 この救急医療情報共有システムにつきましては、救急出動件数が増加する中であって、より早く病院に搬送し、一刻も早く治療につなげることを目的としまして、救急隊が救急現場の情報をより正確に病院に伝達するツールであります。

このシステムの導入に向けまして、令和六年七月から十二月までの間、村山地域の全ての消防本部が参加をしまして実証事業が行われ、二月末に開催されましたワーキンググループ会議において、山形市消防本部からその結果報告が行われたところであります。

この報告によれば、山形市消防本部管内における医療機関に受入れを要請する平均照会回数は一・四回と、前年同時期より〇・一回減少し、照会一回当たりの平均通話時間につきましても、実証事業終了時点では、一分一秒でも貴重となる中で約十二秒短縮するなど、受入れ決定に要する時間の短縮において一定の効果が認められたとのことでありました。

山形市消防本部では、救急隊がシステムの操作に慣れていない中であって、結果はおおむね良好と評価をしております。一方で、救急隊員によってシステム操作の習熟に差が生じていることや、実証事業に参加していない医療機関があることなどを課題に挙げ、各消防と医療機関が連携して、より有効なシステムの運用に向けて検討をしていくことが必要であるとしております。

なお、この実証事業の成果を踏まえまして、令和七年七月頃から、村山地域の七つの消防本部全てにおいて、システムが本格運用される予定と伺っているところであります。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 村山地域全ての消防本部で本格導入される運営がなされるとのことで、関係者の皆様の御努力に敬意を表したいというふうに思います。

医療関係については後ほど質問させていただきます。

ここで、これまでの救急車内での受入病院の照会方法と、システム導入後の照会方法の違いを御理解いただくために、山形市消防本部から提供いただいた動画を御覧ください。

音声が出ますので、皆さんミュートにいただければ助かります。

○今野副委員長 暫時休憩いたします。

午前 十一時 二十六分 休 憩

午前 十一時 二十六分 再 開

○今野副委員長 再開します。吉村委員。

〔動 画 再 生〕

○吉村委員 これが今までの病院照会の方法です。本当にアナログで、脇に重症患者がいるわけですから、その中でこういうやり取りをして、病院のほうで受入れ一発で決まればいいですけども、ちょっと受入れ不可能ですとなったら、もう一回同じことを繰り返す。それが何回か繰り返されるうちに、三十分、四十分、一時間というふうに時間がたっていきます。一番長いので百四十六分というふうなケースがありました。

救急隊員も非常にストレスですし、患者さんも、もちろんその御家族も、早くしてくれよという思いだったことは十分御理解いただけるかと思っております。

新しくシステムが導入になるとどういう形になるかではありますが、そちらも御覧いただければと思います。

〔動 画 再 生〕

○吉村委員 このように、もうタブレットで撮ってすぐ可能ですね。音声入力も口で言えば入力になっていく。あと大切なのは、こういう情報がすぐ病院と共有ができるということになります。

今後は、利用する救急隊員の熟練度が向上するのに比例して、受入れの決定までの時間がさらに短縮されていくと思います。

救急搬送困難事案はほとんど村山地域に集中していたため、県内のほかの地域の消防本部はあまり興味がなかった状況だったと思います。しかし昨年、消防庁よりマイナンバーカードの読み取り装置を救急車に設置し、疾病者のかかりつけ医療機関や服薬記録などの情報を救急隊と医療機関で共有できる実証実験が、山形市消防本部と最上広域消防本部で行われました。本年は全国で六百六十消防本部、本県全ての消防本部で実証実験が行われるとお聞きしております。

これを好機と捉え、県内全域でDX化を進めるべきだと思います。救急現場のDX化は救命率の改善、つまり県民の生命に直結します。県が旗振り役となって推進するべきと考えますが、取組の現状と今後の取組について、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

○今野副委員長 中川防災くらし安心部長。

○中川防災くらし安心部長 救急業務におけるDXの推進につきましては、委員から今御紹介がありました救急車内でマイナンバーカードの傷病者の受診情報や服薬情報等を読み取ることによりまして、円滑な搬送先病院の選定や適切な応急処置、搬送先病院での治療の事前準備につなげるマイナ救急というものの実証事業が実施されております。

本県におきましては、先ほどありましたとおり、今年度は山形市消防本部と最上広域市町村圏事務組合消防本部が参加しておりまして、令和七年度につきましては、県内十二消防本部の全てが参加する予定であります。

また、山形市消防本部においては、さらなる救命率の向上に向けまして、通報者等からその場で応急手当を行ってもらうため、通信司令員等が通報者のスマートフォンから現場の映像を確認し、応急手当の指導等を行うことができる「Live119」というものを導入しております。

救急出動件数が増加し、また、病院収容時間が高止まりの状況にある中で、先ほど申し上げた救急医療情報共有システムを含めまして、これらDX技術を活用した取組を全県的に促進していくことは重要であると県としても考えております。

県では、山形県救急業務高度化推進協議会をはじめ救急関係の会議におきまして、救急業務に関する諸課題の解決に向けて救急業務の高度化等の検討を行っているところであります。この中で、救急隊による情報伝達の効率化、医療機関における傷病者受入れの迅速化、さらに一般市民による心肺蘇生の実施率の向上など、一一九番入電から医師引継ぎまでに要する病院収容時間の短縮は重要なテーマであります。

日々進歩する先進的な技術の活用という観点から、救急業務のDX推進に関する情報交換や事例紹介等を行うことなどによりまして、県内消防本部への導入促進を図ってまいりたいと考えております。

今後も高齢化の進展、そして気候変動、感染症の流行などにより、救急需要の増大や、それに対応する救急対応の多様化も懸念されるところであります。県内各地域における救急業務のDX導入を促進することによりまして、救急業務の安定的かつ迅速な提供につなげまして、救命率の向上を図ってまいりたいと考えております。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 いろんな国の動きもあって、好機になっているかというふうに思います。ぜひ引き続き推進していただきますようお願い申し上げます。

部長、ありがとうございます。

先ほどちょっと出てまいりましたが、病院側の話であります。

村山地域の救急搬送を受け入れる救急告示病院側、こちらのほうの体制もしっかり構築していかなければなりません。なぜならば、システムに加わる病院が少なければシステム自体が機能不全に陥るからであります。

このため、県では、村山地域の病院に対し、救急隊から情報を受信するタブレットの導入支援を行ったとお聞きしております。今後、病院側にもさらに利用していただきながら、課題を抽出いただき、よりよいシステムにしていかなければならないと考えます。

病院のシステムへの参加状況及び今後の方向性について、健康福祉部長にお伺いいたします。

○今野副委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 病院の状況についてお答え申し上げます。

県内の救急医療の現状につきましては、先ほど来お話しありまして、救急搬送困難事例の九五%、ほとんどが村山地域に集中しておりまして、この問題を解決するために、このシステムの有効な活用と運用を図ることは大変重要であると認識しております。

このシステムを有効に活用するためには、多くの救急告示病院に参加していただく必要がありまして、県では令和六年度、救急患者情報の受診先であります救急告示病院に対して、医師等が患者情報を確認するためのタブレットのほか、電子カルテに患者情報を取り込むためのバーコードリーダー導入への補助を行ったところであります。

今年度実施されましたこのシステムの実証事業には、村山地域の消防本部管内を対象として、村山地域の救急告示病院十八病院のうち実証事業への体制が整った十四病院のほか、一部地域での搬送先となります県立新庄病院を加えまして、計十五病院で行われております。なお、この実証事業にまだ参加していない四病院につきましても、現在、各病院内で参加の検討を進めているとお聞きしております。

先ほど防災くらし安心部長が申し上げましたとおり、実証事業では、山形市消防本部の報告によりまして、照会一回当たりの平均通話時間が短縮するなど、一定の効果が認められたと承知しております。

また、この実証事業に参加した病院からは、「電話での通話時間短縮による業務効率化が図られた」「画像や文字で見えることで情報の信憑性が高い」などの御意見を頂戴しておりまして、システムの有効性を御理解いただいているものと捉えております。

一方、令和七年七月頃に予定されております村山地域全ての消防本部管内における本格運用に向けましては、複数の医療機関に患者情報を一斉送信できる機能の活用方法について、ルール化等の改善が必要ではないかなど、病院の現場目線での改善等について御意見を頂戴しております。

県としましては、この救急医療情報共有システムが関係病院と消防本部の双方にとってより実効性の高いものとなりますよう、村山地域救急搬送改善検討会などの協議の場を活用して、関係者からの御意見をしっかりと伺いながら、救急搬送困難事例の解決に向け、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 部長、ありがとうございます。後ほどまた質問させていただきますのでお戻りください。

先ほどもありましたけれども、救急側の体制と病院側の体制、一斉送信の話もされておりましたけれども、やっぱり一斉送信かけたときに、病院側のほうでどうしたらいいのか少し困惑してしまうというケースもあったというふうにお聞きしております。

そこは周知をしていきながら、じゃあどうやって、先ほども話ありましたけれども、一斉送信に対してのルール化ですね、そういったものもぜひ働きかけをしていただいて、今、新庄病院も入って十九になりますかね、十八告示病院プラス新庄病院の中で、あと四つまだ入っていないところがあるというふうなことでありますが、非常に前向きに検討していただいているという話も聞いております。ぜひカバー率、なるべく多くの告示病院に入っていただくよう、さらに引き続き啓発をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、深刻化する孤独・孤立社会における不審死対策について質問をさせていただきます。

まず、不審死への対応状況について警察本部長にお聞きします。

「願はくは 花の下にて 春死なん その如月の 望月の頃」これは御案内のとおり、西行法師が晩年に詠んだ歌ですが、できれば春に桜の花が咲いている下で死にたいというふうな意味であります。

如月の望月は旧暦で二月十五日、本年は来週の金曜日に当たります。西行は旧暦の二月十六日、現在の大阪府の弘川寺で桜を見ながら亡くなったと言われておりますが、まさに本懐を遂げられたのではないのでしょうか。

翻って現在、高齢化社会の進行と少子化、コミュニティの希薄化などの要因により、誰にも気づかれず、孤独死をされる方が増加しております。

昨年より警察庁は、孤独死・孤立死の実態把握のため、初めて警察が取り扱った一人暮らしの遺体についての統計

を始めました。

昨年の上半期、一月から六月における死体取扱状況では、自宅において死亡した一人暮らしの方は三万七千二百二十七名、そのうち六十五歳以上の高齢者は二万八千三百三十人、約七六％であり、死後一か月以上経過して発見されたケースが三千九百三十六人で、うち二千五百八十五人、約六六％が高齢者でした。半年で四千人近い方の遺体が死後一か月以上経過した状態で発見されている現実に驚きを禁じ得ません。

ここからは、現実のかなりきつい内容の話になりますが、人間が死亡した場合、気温などで差異が生じますが、死後約四十八時間で死後硬直が弛緩し始め、腐敗臭現象が始まります。死後約七十二時間で発生した腐敗ガスによって体は膨張し、目や口から出血が生じます。内臓の腐敗は胃や腸という消化器系で始まり、生存時は食べたものを消化する胃液等が、死亡後は自分の胃や腸そのものを溶かしていきます。

腐敗が始まると、腐敗ガスや体液の臭いに寄せられ、どんなに清潔な場所でもハエが入り込み、ウジが湧くようになります。約一か月经過した頃は腐敗が進み、自己分解により死体は溶け出し、硫化水素等の極めて強力な悪臭を放ちながら、床材を通過して床下の構造材まで浸透します。

死体が発見された場合、そのほとんどのケースは警察に通報が行くわけですから、そのような凄惨かつ苛酷な現場に警察官が臨場し、事件性の有無を判断することになります。

まず、本県における死体取扱状況について、警察本部長に近年の状況をお伺いいたします。

○今野副委員長 水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 当県におきます不審死への対応状況について答弁申し上げます。

警察では、死体を発見し、または誰かが死体を発見した旨の届出を受けた場合においては、警察署の刑事課員、いわゆる刑事ですね、それから、警察本部捜査第一課で死体取扱業務を専門に担当する幹部警察官である検視官が現場に臨場いたします。そして、死体の状況や現場に残された資料を調査いたしまして、関係者からの聴取状況、聞き取り状況なども踏まえまして、犯罪性の有無を判断しております。

こうした事案での県警察における死体取扱数でございますが、令和六年中は一千六百三十三体ございました。令和六年中は前年と比較して減少しておりますが、近年の推移を見ますと、令和三年が一千六百十七体、令和四年は一千七百二十七体、令和五年は過去最高の一千八百十三体を記録しており、増減はございますが、マクロに見ますと微増傾向という感じでございます。

六十五歳以上の高齢者の死体取扱数につきましては、令和六年中は一千三百三十三体で全体の八〇％を占めております。五年前、令和二年が約七五％でございましたので、五％増でございますが、これは死体取扱数全体が微増していると先ほど申し上げたところに影響していると考えられます。

また、死体取扱いに際し、現場の状況、外傷——外の傷ですね——の有無、それから身元の特定状況、病歴などから総合的に判断いたしまして、犯罪死見逃し防止のため必要がある場合には、死体を解剖に付することになります。令和六年中は、解剖の数は二百七十三体、取扱数全体の約一七％で解剖を実施していることになります。

なお、委員の御質問にもありましたが、自宅において死亡した一人暮らしの方の死体の取扱数については、確定しております統計で令和六年の上半期まででございますけれども、令和六年上半期の統計によりますと、本県では二百二十五体でありまして、上半期の死体取扱数の二七％程度を占めております。また、この二百二十五体中百七十体は、六十五歳以上の高齢者となっております。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 増加傾向、高齢者比率も増というふうな状況と認識しました。

統計の時期は少しずつですが、令和四年十月から令和五年九月までの山形県の人口の自然増減数では、死亡者が一万六千九百九十六名ですので、お亡くなりになった方々の十人に一人以上で警察による臨場が行われています。

遺体の発見状況やお亡くなりになった状況等、様々な要素によって警察による取扱いが決定されると推察いたしますが、先ほど警察本部長答弁にもあったように、犯罪死を決して見逃さないという県警察の強い意志を感じ、高く評価したいと思います。

検視官の話がございました。犯罪死の見逃し防止には検視官の臨場が有効な手段であります。

県政クラブでは、有志で昨年、警察大学校を現地調査させていただきました。警察大学校で法医学研修を修了した警視または警部が検視官として臨場されることとなりますが、本県の検視官の臨場数はどのような現状になっているのか、お尋ねいたします。

○今野副委員長 水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 犯罪死の見逃し防止に向けた取組状況ということで、臨場数などについて御説明申し上げます。

犯罪死の見逃しは、すなわち殺人事件などの重要凶悪犯罪の見逃しを意味することとなりまして、絶対にあってはならないことと考えます。

県警察におきましては、犯罪死の見逃し防止に向けて、これまで検視業務を専門に担当する幹部警察官である検視官の配置をはじめとする検視体制の強化、それから各種死体検査及び周辺捜査の着実な実施、それから犯罪死の疑いが少しでも残る死体の解剖の着実な実施に努めてきたところでございまして、山形県における犯罪死見逃し事案はこれまでのところは確認されていないところでございます。

御質問いただきました検視官の臨場数でございますけれども、令和六年中は、死体取扱総数一千六百三十三体のうち一千五百十四体の現場に臨場してございます。臨場率は九二・七%となりまして、全国平均が八二・四%でございますので、それを大きく上回っております。

また、事案が重複するなど臨場することが困難な場合もございまして、そういう場合には、ICT機器、現場の状況を写真に撮って送るようなこととなりますが、ICT機器を活用して検視官が死体及び周辺の映像を確認して、現場の警察官に必要な指示を行うこととしております。このように、実質的に検視官がほぼ全ての事案に携わり、犯罪性の有無を判断することとしております。

この高い臨場率は、検視体制の強化を着実に進めてきた成果と考えてございます。県警察では、平成二十五年度から検視体制の強化に取り組んでおりまして、同年度の組織整備により検視官などを増員するとともに、本部の捜査第一課の検視・調査係の三交代制勤務、すなわち二十四時間体制を導入してございます。それにより、切れ目のない検視体制を構築してございます。

また、庄内地方におきましても、検視官などから成る検視体制を構築しておりまして、三交代制勤務も導入済みでございます。

現在、県警察では八名の検視官を配置して検視業務を行っておりますが、体制強化の前の年である平成二十四年に五〇%未満であった死体取扱現場への臨場率が、体制強化を経まして、平成二十六年以降は八〇%を超えてございます。昨年は先ほど申し上げましたとおり、九二・七%に達しております。

このように、検視官の高度な知識や経験が多くの現場での調査に生かされることで、犯罪死見逃し防止に大きな成果を発揮していると考えております。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 臨場率九二・七%というのは、先ほど部長からもありましたが、八二・四%の全国平均と比べても非常に高く、県民に安心を与えるものではないかというふうに思います。

一方で、警察が取り扱う死体が増加していることにより、課題も生じてきているのではないかとというふうに推測いたします。

一つは、全国的に課題になっている検案医の不足です。

これまで、県警は医学的により高度な専門的知見を活用すべく、しっかりと県医師会とも連携を取られてきたと認識しております。山形県医師会警察・検案医委員会を設置し、検案医の確保や資質向上に取り組まれ、実際の案件時には、死亡時画像診断等を活用しながら、最大限犯罪死を見逃さない体制を構築されてきました。その連携の積み重ねと信頼関係が、昨年二月の県医師会と県警のサイバーセキュリティに関する連携協定の土台にもなったと考えております。

しかし、昨今の医師不足に加え、医師の働き方改革も相まって、今後の検案医の確保はさらに難しくなるのではと危惧しております。

もう一つが、これだけ多くの死体を取り扱う上で、運搬や保管をする資機材やマンパワーが不足しているのではないかとという点であります。

事件性の判断にかかわらず、臨場してからの死体の管理は警察が行うこととなります。取扱件数が増加傾向にある今日、必要な予算はしっかりと確保することが肝要と考えますが、県警本部長の御所見をお伺いいたします。

○今野副委員長 水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 予算を中心といたしまして、業務推進上の課題等について御説明申し上げます。

検視業務推進上の課題といたしまして、検視などに立ち会う医師の確保、それから設備・装備資機材などの整備、最後に人材育成の三点について御説明申し上げます。

一点目が検視等の立会い医師の確保でございます。

今、委員から御指摘ありましたように、後継者不足といえますか、成り手の不足ということが問題となっておりますので、必要な検視等立会い医師を確保するため、医師会等との連携ですとか、各警察署における個別の働きかけを引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

現在、各警察署において管内の開業医に委嘱しているという状況でございますので、そうした問題、引き続き進めてまいりたいと思っております。

二点目でございますけれども、設備・装備資機材等の整備でございます。

検視業務を適切に行うために、各種の装備資機材や設備が不可欠でございます。各警察署の霊安室には、検視台ですとか冷蔵庫などを整備してございますけれども、必要な整備を進めていく必要があると思います。それから、検視を行う際のマスクですとか、手袋、ガウンですとか、そうした着装する装備、それから検査するための試薬、それからCT検査や解剖などの検査費用の予算も必要でございます、こうした予算を継続的に確保することも重要な課題であると考えてございます。

最後に、人材育成でございます。

検視業務は非常に専門性の高い業務となりますので、人材育成に力を入れる必要がございます。特に、要となる検視官につきましては、刑事部門における捜査経験年数が一定以上ありまして、検視や死体調査に関する法令や実務に精通した者の中から、警視、警部の階級にある者を任用することとされておりますので、育成に長期間を要します。

現在八名の検視官のほか、捜査一課や各警察署の刑事課員などを中心に検視業務を行っておりますけれども、検視業務の的確な推進のため、研修などを通じて従事する職員の能力向上を図ることとしております。

加えて、検視業務は、精神的にも肉体的にも非常に負荷が大きいものでございますので、従事した職員の処遇にも配慮しつつ、検視業務を的確に推進してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 警察本部長、ありがとうございます。お戻りください。

八名の検視官というふうなことでありますが、やはりしっかり後継者をつくっていただきたいというふうなことも、ここでは披露しませんが、手当と言っても、そんなに高額な手当ではないというふうにも聞いております。ただ、これ非常に大切なことで、犯罪死を見逃さない、そして犯罪死でなかった方々もやはり警察が取扱いをするケースがあるわけですので、そういう方々の尊厳もしっかり守っていかなきゃならないというふうなこともありますので、ぜひ、必要な予算措置を要求していただいて、対応をこれまで同様、これまで以上にさせていただければありがたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、質問冒頭に述べさせていただいた、警察庁の都道府県データでは、山形県において六十五歳以上の死亡において、自宅において死亡した一人暮らしの方は百七十人でありました。先ほどの県警本部長の話にもございました。これは東北六県では最小であり、同程度の取扱件数があった富山県は二百二十五人、香川県二百六十二人、宮崎県二百五十六人と比較しても少ない人数であります。これは三世代同居率が高い、まだ地域コミュニティが維持できているなどの要因があると考えます。

孤独死の定義は、誰にもみとられず疾病などによって死亡することで、百七十人のうち、何人が孤独死に当たるかは不明ですが、お話によると、百七十人のうち一週間以上経過して見つかった方が合計で七十名いるとお聞きしています。腐乱した状態で見つかったということではないかというふうに思います。

本人の尊厳が著しく損なわれるのはもちろんのことですが、この課題、この部分に関しては、「自然と文明が調和した理想郷」とはかけ離れたところがあるなと思っています。対応が急務だなというふうに思っています。

三月一日の山形新聞には、人口百万人を割る本県にとって地域コミュニティの維持が大切であるという趣旨の特集が掲載されておりました。本県や地方の強みであった地域のコミュニティが薄れ、孤独・孤立が進んでいくことは、喫緊かつ大きな課題であります。

孤独死はなくしていかなければならないのはもちろんのことですが、市町村や関係団体と連携しながら、孤独・孤立を予防するため多様な施策を展開していく必要があると考えますが、健康福祉部長の御所見をお伺いいたします。

○今野副委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 孤独・孤立対策についてお答え申し上げます。

近年、単身世帯の増加をはじめ、働き方の多様化やインターネットの普及等により社会環境の変化により、特にコロナ禍以降、地域における人と人とのつながりが希薄化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しているというふう言われております。

内閣府が令和五年度に行いました孤独・孤立に関する全国調査によりますと、約四割の方が何らかの孤独を感じるというふう回答しております。今後も少子化や核家族化等に伴い、単身世帯、単身高齢世帯の増加が見込まれますことから、孤独・孤立の問題のさらなる深刻化が懸念されるところであります。

こうした中、令和六年四月に孤独・孤立対策推進法が施行され、その基本理念におきまして、孤独・孤立は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであること、また、予防の観点からの施策も含め、社会のあらゆる分野において対策の推進を図っていくことが重要とされております。加えまして、地方公共団体及び地域の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策の効果的な推進を図ることとされております。

このため、県では、孤独・孤立の問題を共有し、官民の関係者の水平的な連携・協働を促進するため、本年四月に

山形県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置することとしております。この連携組織は、名称を「やまがたつながり支えあいネットワーク」とし、県、各市町村及び社会福祉協議会をはじめ、民間団体やNPO等、この二月末時点で八十一の団体から参画をいただいております。さらに様々な分野の団体から参画いただけるよう、引き続き募集を行ってまいります。

去る二月十二日には、このプラットフォームの設置準備会議を開催しております、六月に予定しておりますネットワーク設立のキックオフイベントの実施を決定したところであります。

また、このたびの令和七年度予算案におきまして、孤独・孤立対策に関して、県民を対象とした孤独・孤立の実態把握調査のほか、県民への情報発信や普及啓発のためのポータルサイトの開設に係る経費を計上しております。

県としましては、孤独・孤立に悩む人を取り残さない社会、相互に支え合い、人と人とのつながりを実感できる地域づくりの実現に向けまして、オール山形で官民が連携し、一体となって孤独・孤立対策の取組を推進してまいります。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、四月に立ち上げるというふうなことで、八十一団体というふうな話がありました。相当大きい規模で、大きな課題と捉えて取り組んでいただくというふうなことで、非常にすばらしいというふうにしてお聞きしました。

これ、県庁側の体制はどうなんでしょう。健康福祉部だけでなく、誰もがというふうなことになるれば、部局をまたいだ体制が必要かなというふうな今聞いて思いましたが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○今野副委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 お答え申し上げます。

当然、健康福祉部のみならず、各部横断的な組織ということで、庁内連携会議というのを構成しております。

ただいま、先ほど御答弁あった警察本部も含めて、県組織を挙げて取り組むというような姿勢で頑張ってもらいたいというふうな考えております。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 先ほどの話も含め、孤独・孤立対策をしっかりとっていくというふうなことで、ぜひキックオフに向けて今準備をされているということでありますので、期待をして見ていきたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

部長、ありがとうございました。

続きまして、アンテナショップの今後の在り方について質問をさせていただきますが、少し経緯を振り返ってみたいと思います。

現在の銀座にある県のアンテナショップの前身である「やまがたプラザゆとり都」は、平成七年に虎ノ門にオープン、平成十八年度売上げは約二億三千万円でありました。ビジネス街にあったため、日曜祝日の集客ができないことから移転を計画。約二年の期間をかけ三十五件ほどの物件が候補地になり、最終的に平成十九年十二月に現在の場所に移転が決定、翌年四月からの賃貸借契約がこのときに結ばれました。

翌年の平成二十年四月から改装工事を始め、秋にオープン予定としておりましたが、二階部分の飲食テナントに七事業者から応募があったものの県産食材の販路拡大につながる要素が足りないとの判断から再公募になり、九月に第三者の選定委員会が開かれ、アル・ケッチャーノに決定いたしました。翌年の四月にオープンというふうなものは延期され、数か月にわたる空家賃が発生し、県議会でも大いに議論がなされました。

平成二十年の決算特別委員会の質疑の中で、当時の商工労働観光部長の答弁で、選定理由は、商業地域で平日、祝日も集客が見込まれ、建物の利用条件、必要経費が条件にマッチしているから、との改めでの選定理由の説明がなされました。専門家からは、地下鉄の駅から近く、ゆっくり買物をする人が通行している、周辺には新しいビルができ、人の流れも変わってきている、入り口はやや狭いが目立つような工夫をすれば大丈夫だという意見があったと示されました。

これらのことから、当時は、県産品販売と県産食材の販路拡大にかなりのウエートがあったと思います。

平成二十一年二月に吉村知事が当選され、吉村知事の下で「おいしい山形プラザ」はスタートしました。以来、コロナ禍での集客、売上げの落ち込みはあったものの、関係者の努力により好調を維持、令和五年度の実績は、来店者数約五十九万人、売上金額約四・五億円となっております。この数字は全国でも高い水準であり、東北他県と比較しても面積当たりの売上げでは宮城県とほぼ並んでトップです。しっかりと結果を出されていると評価をいたします。

一方で、本県を取り巻く環境は大きく変わっております。円安によりインバウンドの訪日観光客が増加し、春節ツアーの人気上昇率では本県は全国一位となりました。以前ゴールデンルートと呼ばれるコースが定着し、多くの海外観光客を呼び込みましたが、本県にはゴールデンポイントとなり得る観光素材が多数存在します。今こそアンテナシ

ヨップに県内観光や移住・定住のゲートウエー的機能をさらに持たせる時期ではないかと考えます。

「ラーメン県そば王国」も県内でイベントを行い大盛況となっていますが、次のステップとして首都圏でさらにPRすることにより、かなり観光誘客にプラスになると考えます。

宮城県は、一昨年十二月に池袋にあった「宮城ふるさとプラザ」の賃貸借契約を更新しないと公表いたしました。従来の一店舗集中運営では社会情勢の変化にアジャストできないとし、急速な社会変化に対応した柔軟な事業展開を可能にすることが必要と説明されましたが、年間賃料が約一億三千万円もすることも判断材料になったのではと推測いたします。

令和四年度は、宮城県は来店者数六十三万人、売上げ五億一千万円と本県以上の成果を収めていましたが、昨年十二月の閉店は県内外に衝撃を与えました。存続を求める声が多数上がったため、運営団体がクラウドファンディングで資金を調達、茅場町で宮城県から補助を受けない形で本年一月二十八日より再スタートを切っておりますが、活況であるとの報道がなされました。宮城県は、成果が出てはいたが、新しい形のアンテナショップを模索しているのではないかと思います。

ほかの道県が設置する本県と同様の形態の東京都内のアンテナショップは、平成三十一年度の三十九店舗までは増加でしたが、令和六年度は三十五店舗と減少しています。

物販主体、立地のよさ重視という従来の考え方から、より独自性を強めゲートウエー的機能を持たせ、ターゲット層を明確にする方向へ転換すべきと考えますし、他県や県内自治体と合同で開設するなど運営方法も様々考えられると思います。

本県のアンテナショップは、平成二十一年四月オープンから十六年が経過し、改修も必要になってきているとお聞きしています。

今の店舗にこだわらず、立地も含めアンテナショップの在り方を見直す時期に来ているのではないかと考えますが、吉村知事の御所見をお伺いいたします。

○今野副委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

現在の山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」であります。ここは首都圏と山形県とをつなぐ「山形の窓・かけ橋」を目指し、山形を知っていただく、県産品を買っていただく、山形に来ていただくための情報発信の拠点として東京銀座に開店し、令和七年四月で十六周年を迎えます。

銀座は日本の中心的商業地であり、世界中から良いものが集まる場所でもありますので、多くの他県アンテナショップが集積し、集客や売上げ面で相乗効果を発揮する恵まれた立地となっております。

本県アンテナショップは開店以来、多くの皆様に親しまれ、山形に関心を寄せる様々な方々の出会いの場や山形にゆかりのある方々の心のよりどころとなっているとの声もいただいております。

アンテナショップは、農産物や特産品を中心とした物販部門と、本県食材を生かしたイタリア料理を提供する飲食部門、そして大変狭いスペースではあるんですけれども観光案内部門から成っております。その利用状況につきましては、今年度一月までの来店者数は昨年度同等であります。昨年度比一〇〇・三%、約四十九万人ということになっています。売上金額はやや増加傾向、前年度比で一〇四・六%、約三億九千八百万円であり、堅調に推移しているところであります。

また、施設・設備につきましては、より魅力的な店舗となるよう、開店十周年の平成三十年に内装や大型備品の更新などの改修を行いました。それから経年による傷みなどにも随時対応しながら運営をしてきているところであります。

現在、都内にある他県のアンテナショップでは、物販や飲食に加え、移住や就業に関する相談窓口や交流を促進するためのイベントスペースを備えるものなど、各県それぞれに特色を出しながら、移転やリニューアルを進める状況も見られ、各県が今の時代にふさわしいアンテナショップについて知恵を絞り、研究、検討されているものと認識しております。

本県でも、今後、県人口が百万人を割ることが見込まれる中、山形県の活力を維持し、持続的に発展させていくため、関係人口の創出・拡大をあらゆる機会を通して推進していくことが肝要であると考えております。

県としましては、アンテナショップの設置以来十六年が経過しますことから、現在の機能の検証を行うとともに、他県の動向も参考に、様々な立場の方々からのお話をお聞きしながら、移住・定住や関係人口・交流人口の拡大につながる機能の強化なども含め、現代のニーズに合ったアンテナショップについて検討を進め、今後の方向性を探ってまいりたいと考えているところであります。

○今野副委員長 吉村委員。

○吉村委員 検証をしていただけるというふうなことであります。

山形県の隣には福井県、これ相当すばらしい店舗を出されています。宮城県もやはり家賃の問題もあって、税金を投入しているわけですから、常に新しい形というふうなものを模索しているのかなと思っております。

これまでの成果は十二分に上がっていると思いますけれども、やはりあそこをゲートウエーにして山形県に来ていただくような、そういった観点をぜひ持っていただきたいと思います。

あと一分になりました。

参考にですね、平成二十年十二月議会の一般質問で田澤議員が話をされています。「アンテナショップで山形の産物売ることも大切ですが、本当の目的は首都圏で『山形県そのもの』、例えば山形の文化、観光地、農産品、工業製品、工業団地などを売ることにある」というふうに田澤議員が指摘されています。まさにそのとおりだなと思います。

物品を売るだけじゃなくて、もっととがってもいいので、いろんな観点をぜひ検討いただければと思います。

すみません、質問をもう一つ残しておりましたが、時間でありましたので私の質問を終了させていただきます。

御答弁ありがとうございました。

○今野副委員長 吉村和武委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十五分 休 憩

午後 一時 零 分 再 開

○柴田委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。洪間佳寿美委員より画像資料の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

洪間佳寿美委員。

○洪間委員 久しぶりの予算特別委員会の質問になります。質問の機会をいただいたことに、関係各位に感謝を申し上げます。また、質問をすること自体にも感謝の気持ちでいっぱいでありました。感謝の気持ちを県勢発展に変えられるよう、そんな思いで臨みたいと思っております。

早速質問に入ります。

昨年、米沢市において、自然エネルギーの導入をめぐる大きな議論になりました。つまり栗子山風力発電事業であります。この事業は、令和元年に環境影響評価、環境アセスメントですね、以下、アセスと言いますが、この手続が始まりました。ほとんどの市民が、この事業について全くと言っていいほど知り得ませんでした。

しかし、令和五年の準備書手続で、新聞報道もあって市民の知るところとなり、関心を持った市民の中にこの事業へ危機感を抱いた方がおられ、彼ら独自の調査が始まりました。調査を進めるほど、この事業にさらに危機感が募り、「米沢の子供の未来と豊かな自然を考える会」、以下、考える会と言いますが、その考える会を組織、多くの市民の知るところとなったのであります。それが昨年度の出来事でありました。

国の天然記念物イヌワシなどのバードストライク、土砂災害、水質汚濁、自然破壊の懸念があり、事業者はこれら懸念を払拭し切れませんでした。結果は周知のとおりで、事業は取りやめになったのであります。

かつてもこのようなことがありました。令和二年の出羽三山周辺での風力発電事業であります。これは、日本遺産に認定されている地域であり景観の保全が危ぶまれることや、地元住民の知らぬ間に進められていたこともあって、同様に取りやめになった次第であります。

この出羽三山の風力発電事業の反省を基に、県は「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を制定しました。何とも長々とした条例名でありますので、事前に県・市町村との協議が必要なことがポイントになっていることから、以下、再エネ協議条例と言うことにいたします。この条例は、事前に協議をすることによって、問題や懸念する点を確認することができ、大変よいものと評価するものであります。

ただ、条例ができる以前に着手したものは、条例の適用を受けずに事業を進めることになり、それが栗子山風力発電事業なのであります。法律や条例は、施行以前の出来事は問えないという不遡及の原則があります。もちろん遡及適用という法律や条文もあるにはあるんですけども、基本、不遡及の原則。この原則によって、今新たに対応しなければならなくなっているのが、お隣の福島市でのメガソーラー事案であります。

山形新幹線つばさで東京方面に向かうと、福島駅で東北新幹線やまびこと連結され、周囲を眺める少しの時間があります。(画像を示す) 西側を望むと吾妻小富士がきれいです。ただ、この吾妻小富士の手前にある先達山(せんだつやま)には、何やら今までなかった空間というかスキー場のようなものが見え、違和感がありました。メガソーラー

一建設のための山林伐採の跡でありました。これが夏場の青々とした山の中にぎらぎらするソーラーパネルが現れるかと思うと、もったいない景観になったものだと感じたところでもあります。

この状況について、友人の福島市議会議員大平議員と、また、大平議員を通じ福島市の担当者とも話す機会を持ちました。経過を伺うと、手続に不備があるものではなく、最終的に福島県知事が林地開発許可、つまりメガソーラーの開発を許可したということでもあります。

その後、造成工事などの進捗に伴い、山肌の露出が徐々に顕著になり、景観が悪化した、災害発生を懸念する声が市に多く寄せられることになったということでもあります。問題を大きくしたのは、事業者が実施したアセスにおける景観予測と現況の乖離があったことに起因しているのではないかと思います。

大きな問題だけに、福島市のホームページには、先達山太陽光発電施設特設ページがつけられるほどで、そのページを見ると、市民が懸念した災害発生時の状況と対応の写真もありました。

何よりも、アセスでの景観予測と現況の乖離は驚きです。福島市のホームページには、その山の写真を載せて、事業者が実施した環境予測を赤色でマークしています。でも実際は、大きく開発が進められているということが見てとれます。

事業者の説明内容も記されておりました。完成後は「丸裸の湖のようなものが見える、という状況にはなりません。場所によっては見える箇所からでも、薄くすつとラインが入っているような景観になるイメージ」と語っていたのであります。

米沢市の栗子山風力発電事業でも見受けられました。事業者の予測は、風車がうっすらと映る程度のもを提出。しかし、考える会のメンバーにはすごい人がいて、準備書一千四百四十八ページ全て目を通し、問題点を洗い出していました。そこで、風車の位置を正確に把握し、実際の山の写真に風車の大きさそのままにプロットしたチラシも作成いたしました。ここでも事業者の景観予測と大きく乖離し、考える会が実際の景観に近づけて作ったとされるチラシを見た市民の多くは、景観が大きく損なわれると感じたのであります。

米沢市の栗子山風力発電事業は、事前の考える会の活動も相まって事業の取りやめになりましたが、福島市の先達山メガソーラーは始まってしまいました。福島市はこの経験から、このたびの福島市議会三月定例会で、福島市内の山林を中心に市の面積の実に約七割を開発禁止区域に設定する条例が上程され、今審議中という運びになっております。

これらのことから言えるのは、自然エネルギーを促進するあまり、自然を崩壊させることがあってはならないということです。しかも、自然を守りながら、加えて県民の理解を得ながらエネルギーを得るためには、事前に次善の対策、県民がメリットを感じられる対応が必要になるということでもあります。山形県には再エネ協議条例があるにしても、事前に次善の対策、すなわち再エネ開発で地域に利益が還元される仕組みが必要であることは、県としても認識しているようであります。

昨年四月に施行されたのが、宮城県の再生可能エネルギー地域共生促進税であります。以下、再エネ課税と言います。同月二十六日の定例記者会見で、宮城県の条例について、知事は「山形県でも前向きに検討していく」と発言されました。

そこで、宮城県の再エネ課税とはどのようなものか、友人の宮城県議会議員渡辺勝幸議員と話をする機会を持ちました。頂いた資料から検討の経過を見ると、山形県、福島市と同様、土砂災害の懸念や景観への影響が背景にあります。さらには、アセスは事業の実施を前提とした手続であり、知事意見等により森林開発の抑制を求めても、事業者の姿勢次第では、森林開発抑制につながらないと言い切っております。

どういう課税かというと、〇・五ヘクタールを超える森林開発を行った太陽光発電、風力発電、バイオマス発電に課税するというものになっております。ちなみに、米沢市の栗子山風力発電は三十一ヘクタール、余裕で該当します。なお、米沢市の風力発電は取りやめになったとはいえ、既に大きく開発されていることも付け加えておきます。

また、税の使い道として、地域の環境保全のための活動基盤整備など、地域振興への活用を想定しているようであります。細々とした税率や非課税措置もありますが、ここでは割愛します。

このように、宮城県の再エネ課税は、再エネの地域共生を促進することを目的としている、とまとめております。

本県も再エネを促進する立場にあります。それには、宮城県同様、地域共生という目線が重要になってくるのではないのでしょうか。再エネ協議条例があるにせよ、県民にとってさらに安全安心な再エネになるよう、地域がメリットを感じられるようにするためには、再エネ課税は有効であると考えております。知事が「前向きに検討する」としてから一年近くになります。導入する意思に変わりがないのか、知事にお伺いいたします。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

本県では、令和四年四月に全国に先駆けて、委員からも紹介ありましたように「山形県再生可能エネルギーと地域

の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を施行し、事業者に対して、計画の早い段階から自然環境等の配慮すべき点について県や市町村と協議を行うこと、住民説明会を開催することなど、対話の機会を求めています。その結果、地域と調和した再エネ導入に一定の効果がでてきているものと考えております。

こうした中、カーボンニュートラルの実現に向け、県では昨年の九月、エネルギー戦略における再エネの開発目標をこれまでの一・五倍に上方修正し、再エネの導入をさらに加速するとしたところであります。

一方で、再エネの導入をめぐるのは、近年、自然災害が頻発化・激甚化していることへの懸念や、地域へのメリットが見えづらいという御意見をいただいております。再エネ導入を加速していく上では、より丁寧に地域の理解を得ていく必要があると考えております。

そのような中、昨年四月に宮城県におきまして、再生可能エネルギー地域共生促進税が導入され、税による再エネと地域との共生促進という考えが示されました。地域と共生した再エネ導入を進めていくという点では、本県の目指すところと同じでありますので、本県においても、税導入の可能性について検討していくと申し上げたところであります。

検討に当たりましては、課税のパターンやそれぞれのメリット・デメリット、また、再エネ条例との整合性などについても議論を重ねてきたところであります。

これまでの検討を通して、税は、強制力を持って確実に税収を得られる反面、事業者側にはネガティブな印象を与えて本県への投資意欲の減退につながり、かえって再エネの導入が進まなくなるのではないかと、また、再エネ導入による地域貢献策は、本来、地域と事業者とが対話してつくり上げていくものと考えますが、税を納めることが地域貢献だと受け止められると、逆に対話がおろそかになってしまうのではないかとといった様々な論点が見えてまいりました。

こうしたことを踏まえまると、税の導入には一長一短があると考えられますので、現在、税に限らず、地域振興につながる様々な手法を模索・検討しているところであります。

今後とも地域・市町村と事業者、県などがウィン・ウィンとなるような仕組みの構築に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 洪間委員。

○洪間委員 一年ほど前は前向きに検討すると、そして今も検討を続けるということでありました。あるいは税のネガティブさというような論点があるということですが、考えによっては、その税があったとしても、それでも参入したいということは、ある意味信頼できる企業とも一方で言えるんじゃないかなと思っております。

ぜひ、この辺、検討しているということでもありますけれども、様々な論点があることは承知いたしました。ただ、さらにこういった税をかけても来るんだ、ハードルを高くした上で、地域住民の安心安全につながると思いますので、ぜひ検討を引き続き続けていただきたいということを申し上げて、この質問は終わります。

次の質問に移ります。

山形県笑いで健康づくり推進条例に関連する施策についてであります。

私は、笑いにあふれ、健やかな世の中になることを望んでおります。しかしながら、笑顔であふれるよりは不平不満が蔓延する世の中を望む勢力があることも事実です。いわゆる革命思想で、不平不満をエネルギーにして体制を転覆するというものです。

この条例に一部の反対があることは承知しております。反対理由に思想信条の自由に関わるというものもありました。生まれて間もない赤ちゃんも笑います。赤ちゃんが思想信条で笑うのでしょうか。

また、反対署名をしたという新聞記事には、「感情に踏み込んだ」とありました。ただ単に口角を上げ笑顔にするだけで健康効果があるとは何度も言っているとおりです。つまり笑うとは言葉の種類でいえば動詞であって、感情というよりは行動・行為なのであります。

また、理念条例であり、強制などではないと、これは何度も言ってきました。素直に読めば理解できるのですが、強制される、感情に踏み込んでいるなどと印象づけ、まるでACジャパン、政府広告にある「決めつけ刑事(デカ)」のようで、(画像を示す)自分の思い込みだけで物事を決めつけてしまう恐ろしさと不寛容さを感じます。条例では、笑いたくない人も含め個人への配慮を求めています。

一方で、反対の意見は、笑いで健康を推進しようとする人への配慮はなく、全て抹消しようとするものであります。構わないでくれと、方言で言えば、「かまねでける」と言いたいところであります。構わず進めることにいたします。

条例が制定されてから、多くの方から笑いと健康、さらには健康以外にも様々な効果がある、さらにはこんな取組をしているなどの連絡が多々ありました。

小学校の先生の経験を生かしながら大阪で落語教育を展開している方や、仙台と山形の国際ヨガ協会の方で、ラフターヨガ、笑いヨガがですね、このインターナショナル認定ティーチャー、ラフターヨガアンバサダーの方とも話をす

る機会を得ました。(画像を示す)

なお、そこで初めて分かったのですが、日本初のラフターヨガマスタートレーナーは鶴岡の方で、その方たちが広めた結果、今や全国で展開されるまでになっております。

また、米沢市の地域コミュニティーセンターで、笑って健康、生きがい、仲間づくりの活動をしているのですとか、山形市でも笑いと運動を合わせた運動教室をしているなどというものもありました。

日本笑い学会というものがあることも知っておりましたが、山形県で、しかも私の地元米沢でその活動をしている方がおられることも知り得ました。笑い楽しいと書いて「笑楽校(しょうがっこう)」というものを展開されておられました。

山形で開催されたお笑いイベントで、条例を紹介する機会もいただき、柴田正人議員、阿部恭平議員とお伺いしてきたところであります。

また、健康フェア二〇二四では、様々な健康にまつわるイベントの中に、ラフターヨガ、笑いヨガの体験会があり、高橋弓嗣議員とともに体験をしてきたところであります。中には車椅子の方もおられましたけれども、座りながらでもでき、大きな動きがあるわけではないのだけれども、終わって体中が温まり、何よりも皆、笑顔で充実した会場に包まれたのを感じたところであります。

吉本興業ホールディングスのグループ企業である株式会社FANY(ファニー)の梁(やん)代表取締役は、わざわざ山形まで来られ、矢吹副議長とともに意見交換しました。吉本興業が目指しているのは、まさしく笑いで健康づくり、しかもその健康とは地域の活性化も含んでいて、大手企業とも連携を図り進めようとしておりました。(画像を示す)

どういった事業かといいますと、吉本興業、本気でこれは笑いと健康をつくろうという取組であります。「この地球(ほし)には、笑いの処方——」、処方というけれども薬だと、笑いは薬だという位置づけで臨んでいるということでありまして、この笑いを生かせる機会を増やす、あるいは笑いで社会の課題の解決に挑む、さらには可能性を広げていくんだというような取組であります。

笑いのもたらす効果としてウエルビーイング、県の施策でもウエルビーイングと、いろいろ出てきています。このウエルビーイング、横文字使うのどうかなと思っているんですが、幸せでいいんじゃないかという話したんですけれども、幸せのほかにも体や心の充実感という面もあるんだということで、ウエルビーイングということにします。このウエルビーイングも思い切り合致するということを行っていますね。

そして、もう既に大手の企業、キリンホールディングス、あるいは大塚製薬やSOMPO、あるいは近畿大学なども事業を進めております。今、現在進行中のものもありまして、NTTドコモ、あるいは三菱地所、アシックス、ベネッセ、あるいはソニーコンピューター、読売新聞や、あるいは厚生労働省や経済産業省も一緒になってこれを進めているというようなことをいただいたところであります。

そして、何よりも、条例名にある笑いと健康を「ワラケン」という言葉で、いろんなコンテンツ、テレビであったりYouTubeだったり、ライブ、劇場でもこういった取組をしていくんだというような話でありました。

デジタルを活用した事業からも声がかかりました。日本生命の子会社で笑わないと「いいね」ができない動画アプリを開発した株式会社Arrowheads(アローヘッズ)の松原代表は、日本笑い学会にも所属されて、「BitzMe(ブリッツミー)」というアプリを開発しておりました。山形に来られ、条例制定プロジェクトチームのメンバーとともに意見交換したところであります。

まだあります。大阪市議会の南議員から連絡をいただきました。条例反対の声に「県民が笑えるように工夫すべき」というのがあって、これに応えられる工夫をした技術があるということです。南議員から紹介されたのが、一般社団法人OneSmileFoundation(ワンスマイルファウンデーション)の辻(つじ)代表理事であります。彼らが手がける事業を、これまた山形までお越しいただき、メンバーとともに内容を聞き、意見交換をしたところであります。

述べてきたように、多くの様々な取組があり、どれも深掘りして質問したいところではありますが、様々な行政課題の解決にも結びついている一つに絞り、質問を展開します。最後に申し上げたOneSmileFoundationの「スマイラル!」という事業であります。(画像を示す)

これはどのようなことかと、笑える工夫が本当に施されております。メンバーは、先ほど言った辻さんという方が代表ということであります。どういう仕組みかといいますと、一つの笑顔をカメラ、ITデバイスで笑顔を認証すると一円になる、つまり、その一円が自分じゃなくて誰かに寄附をするという、そういうことであります。笑顔を認識して、それが一円にカウントされるというようなことです。

その一円がどうやって寄附の原資かといいますと、それはおいおいお話ししますけれども、寄附先もいろいろ決めていいと、取り組む団体が自由に決めていいということでもあります。そしてこの効果、——また来ましたウエルビー

イング——ウエルビーイングが達成されているということです。

これは、寄附といいますと寄附を受けた側が受益するという事なんですけれども、今回の場合、笑いで、笑うことで一円発生する、寄附をする側も、受ける側だけじゃなくてする側も幸福度が高まるという効果があるというようなことであります。そして否定的な意見は一度も聞かれていないという統計もあります。

さらには、このようなすごい取組でありますので、国際会議にも出席したり、出展しているということでもあります。また受賞もかなりされています。日本の浜松市や海外からも受賞しているというような事業であります。また、協定も結んで、日本政府のデジタル庁、あるいは広島県の廿日市（はつかいち）市なども包括連携協定なども結んで事業を展開しているという話を聞いたところであります。

そして、寄附がどうやって発生するかということなんですけれども、例えば保育園では、保護者が運動会やお遊戯会とかじゃなくて、ふだんの子供の様子を知りたいというときに、保育園の先生忙しいですよ、写真撮ってくれなんて大変です。ですから、このシステムを置いて、カメラを置いて、笑顔になったとき写真になると。この写真を保護者が購入して、それを原資にして寄附、保育園の日用品を買ったり、あるいは子ども食堂に寄附をするというこういった事業であります。

さらには、介護見守りもやっております。なかなか介護施設に行けないという家族の思いから、こういった事業を始めたわけでもありますけれども、この様子を、家族の様子を見たいというときにカメラの笑顔を届けるといような作業であります。これは、この利用者が負担をすることによって、寄附の原資を作っているという取組であります。

さらには、スポーツイベントの会場にカメラを設置して、笑顔を認証したときに、笑顔、一円がカウントされる、カウントしたのと同時に、企業広告が出てくると。原資は企業が出すということに、こんな事業もあります。

とにかく面白い事業でありますけれども、これは、個人情報、笑うのを認証するだけでありますし、導入コストも遠隔で操作が可能ということで、リスクがないということから、広島県はじめ様々な市町村、自治体とも活用が進んでいると。今は、特に沖縄県でどんどん進んでいるというような話も聞いたところであります。

このように、行政課題やウエルビーイングに結びついている事業であります。犯罪防止にも役立っているということは驚きでありました。香川大学と香川県警は、万引き防止に、この顔認証・寄附システムなどを活用し、その成果を香川大学によりプレスリリースされました。（画像を示す）

結果、香川大学のプレスリリースには、万引き被害が七割減少したということでもありますね。そしてリーフレットを作成したということで、そのリーフレットであります。笑顔による万引き防止の取組と成果というリーフレットがあります。そこを拝見すると、やっぱり店員が笑顔で接すると、コミュニケーションも増えるということなんです。それで万引き防止につながる。そしてお客さんも笑顔であふれると万引き防止につながると。カメラを何台も設置したって被害はなくなる。けれども、やっぱりコミュニケーションがあることによって成果が出たというよう報告であります。

本県における万引き被害の認知件数は、年によりばらつきがあるようですが、被害があることは紛れもない事実です。こういった犯罪を防止していくことが、ひいては凶悪犯罪の防止につながることは、割れ窓理論が物語っており重要です。

香川県の場合、万引き被害全国ワーストワンという事情があり、山形県とは事情が異なるかと思いますが、山形県警としても、香川県警のように産官学連携での万引き対策を模索してはどうかと考えますがいかがでしょうか、警察本部長にお伺いたします。

○柴田委員長 水庭警察本部長。

○水庭警察本部長 万引き被害防止対策における産官学等の連携ということでお答え申し上げます。

治安上の諸課題が複雑多様化する中、県警察におきましては、その課題に関連する事業を展開する民間事業者との連携ですとか、あるいは学術関係者などの知見を実務に適切に反映することなどを通じまして、多角的かつ効果的な取組がなされるよう努めてまいります。

また、その際には、当該分野の情勢ですとか、あるいは具体的な課題を踏まえた上で、関係事業者のほか、課題解決に資する技術や知見を有する事業者ですとか、学術関係者との間で問題意識ですとか意向を十分に照らし合わせた上で、警察と連携の相手方の双方にとって有意義なものとなるように努めておるところでございます。

産官学連携ということにぴたっと当てはまるかどうかあれなんです。最近の取組ということで幾つか御紹介をさせていただきますと、例えば、万引き対策として、スーパーですとかドラッグストアと連携をいたしまして、ソフト、ハードの両面から、万引きをさせない店舗づくりに向けた情報ですとか知見を共有するとともに、ドラッグストアなどを対象とした大量万引き事案が発生した際におけるタイムリーな情報発信、それから、特殊詐欺被害防止のために、金融機関やコンビニエンスストアなどの事業者と防犯対策協議会というものを設置いたしまして連携をしております。店舗などでの詐欺の水際阻止活動を推進してまいります。

また、サイバー空間の脅威が深刻化する中で、高度な情報通信技術の知見を有する大学教授の方などを山形県警察サイバー犯罪対策テクニカルアドバイザーとして委嘱しまして、捜査支援ですとか捜査員の能力向上を図っておりますほか、県内重要インフラ事業者とで構成するサイバーテロ対策協議会を設置して、サイバーセキュリティの向上に寄与する取組などをしております。

さらに、現在、複数のテーマについて、刑事部の科学捜査研究所と学術機関との共同研究に向けた検討も鋭意進めているところでございます。

引き続き、様々な治安上の課題につきまして、必要に応じて民間事業者ですとか学術関係者とも連携して取組を進めることとしております。それは委員御指摘の万引き対策についても当てはまるものと考えてございます。

以上です。

○柴田委員長 洪間委員。

○洪間委員 様々、科学的見地とか、研究とか対策、産学官といいますか、取り組んでいるということで、その中に、ぜひ機会があれば、この笑い、笑顔認証システムなんかを利用しながら対策を行っていただきたいと思っておりますし、今後、県内の事業者、スーパーやドラッグストアも含めて、事業者がやりたいといったときは、いろいろ一緒になってやっていただけたらと思うところでありますので、検討していただきたいということを申し上げて、この質問を終わります。

警察本部長、ありがとうございました。

次に移ります。

スマイラルの行政課題の解決や、世の中に必要なウエルビーイングに結びついている事例、つまり、笑いがもたらす効果はあり過ぎて何から話せばよいか分からないぐらいであります。

沖縄県名護市の大宮中学校では、スマイラルを利用して、集まった笑顔を子供食堂の七百食分の寄附金にしたとして、地元の琉球朝日放送がホームページに掲載しており、こちらが分かりやすいので紹介したいと思います。(画像を示す)

笑顔が寄附金にということで、スマイルはただじゃなかったというような話であります。これは、笑顔実証実験が名護市で行われた、そんな報道でありますけれども、大宮中学校に導入、登校時や休み時間、または職員室でも笑顔の花が咲く、これまで十三万回以上の笑顔がカウントされたということであります。そして学校の先生も、一食百五十円ぐらいで子ども食堂の食事が賄えるので、およそ七百食分の寄附金を集められたということであります。

生徒の声もあります。「休み時間にみんなでここに座ってスマイルをためて遊んでいる」「みんなで四千回を目指している」とか、「笑顔になったら募金ができるので、たくさんの人が参加してくれるから、たくさん寄附が集まって幸せな人が増えていく」「心が温かくなった。」

そして、この寄附の原資はというと、これに賛同する企業が寄附の原資となって、笑顔があると、丸くこの企業ロゴが出るような仕組みをつくっているということであります。

そして、子供たちにさらに効果があったというのは、子ども食堂に寄附をすると自分たちで決めて、なおかつ実際に食堂へ行って食材選び、あるいは調理まで行うこともしてきたということであります。

そして、今は浦添(うらそえ)市や豊見城(とみぐすく)市などでもあるというような報道でありますけれども、そのほかにも、もう沖縄県でここから物すごく広がっているというような話を聞いているところであります。

そして今度、小学校のこのスマイラルを利用した感想文なんか物すごく寄せられて、全部ほぼほぼ目を通したんですが、やってよかったと、笑顔になったとか、寄附金になってよかったと、ほとんどがそういった感想でありました。

けれども中に、私ちょっとこれ目に留まったんですが、笑うのが少し恥ずかしかったけれども、少ししたらスマイラルをやるようになっていたと、一日だけ学校が楽しかったという感想文が寄せられております。これどう解釈したらいいのか、この生徒がどういった、分かりませんが、多分、ずっと学校がつまらなかったのかもしれない。だけど、このスマイラル、笑顔をすることによって、この機械が導入されたときだけ、一日だけ学校が楽しかった、こういった感想文が寄せられているということであります。いろんな効果といいますか、使えるんじゃないかなと思ったところでもあります。

ほかにも、建設現場においての実証などもありました。

やはり笑いで健康条例が笑いで健康をうたっておりますので、健康に関わる事業について質問したいと思います。

特に、高齢者の健康増進とウエルビーイングは大事との観点で申し上げます。

当然、高齢者施設でもスマイラルを行ってございました。(画像を示す)「AIによる街の幸福度向上と可視化プロジェクト」の実証実験報告書というものがありません。これは浜松市での取組で、市内の子ども食堂に寄附をするという福祉分野を中心にしたものであります。「脳リハビリネットワーク」というところと「ウエルネスパートナー」とい

うところが、福祉介護施設ということなんですけれども、報告書によれば、笑顔の数は、特に介護施設で高いということが分かります。

そして、介護職員への効果でありますけれども、(画像を示す)笑顔高群、高いほうが、「他者への貢献意識」、「他者とのつながり」、「人生満足」あるいは「充実感」など、他者への貢献意識や幸せと関連する項目の得点が有意に高いことが示唆されております。いろいろな効果があるということでもあります。

県では、「KA i GO P R i D E」の取組により、介護職員への理解などを啓発しております。介護施設の入居者のウエルビーイングには、まずは介護職員のウエルビーイングが必要と思われます。介護職員にも生かせるシステムと言ってもよいのではないのでしょうか。

そこで伺います。県としてこういった技術を活用して、利用者のウエルビーイングを模索してはどうかと考えますが、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○柴田委員長 柴田健康福祉部長。

○柴田健康福祉部長 介護職員と利用者のウエルビーイングについてお答え申し上げます。

昨年三月に策定いたしました「やまがた長寿安心プラン」におきましては、基本目標として「互いに支え合いながら、高齢者一人ひとりが自分らしくいきいきと安心して暮らせる山形県の実現」を掲げております。また、特別養護老人ホーム等の高齢者施設については、その運営に関する基準を定めます厚生省令及び県条例におきまして、「明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行う」とこととされております。このため、利用者として施設の職員がともに笑顔で日常を過ごすことは、まさに介護サービスの基本と認識しております。

高齢者施設では、利用者の健康管理はもとより、生活の質の向上や生きがいづくりに取り組まれており、利用者として職員がともに楽しめる室内でのレクリエーションをはじめ、花見や紅葉狩りなど季節ごとの屋外の行事、また、利用者として職員の日々のエピソードを歌詞に盛り込んだラップ調の歌を作り、それに合わせて介護予防の体操を行うというユニークな取組の例もあると聞いております。こうした日常により、利用者が笑顔で生き生きと生活し、それが介護職員のモチベーションにつながっているという話も伺っているところであります。

県では、介護職員の意識醸成のため、委員からも御紹介ありましたが、これまで「KA i GO P R i D Eキャンペーン」を令和四年度から展開しております。介護職をモデルとしたPR動画や学生向けの出前講座等を通して、介護職員に自らの仕事への誇りを持ってもらう取組を進めているところであります。

加えまして、介護職員と利用者のウエルビーイングに関しましては、今年度設置した県介護生産性向上総合支援センターにおいて、施設向けのICT機器や介護ロボットの導入支援を進めており、業務の効率化や負担軽減はもとより、利用者にとっても安心して充実したサービスが受けられますことから、職員、利用者が共に笑顔につながるものと期待しております。

また、デジタルについて申し上げますと、県では、高齢者全般の生きがいづくりのため、令和三年度から五年度にデジタルを活用した「通いの場」のモデル事業を県内九市町村で実施し、タブレットを活用した体操教室や写真大会、アプリによるウォーキングなども行われたところであります。こうしたデジタルを活用した楽しみは、同様に介護施設でも取組が可能と考えられます。

委員からお話のありましたスマイラルの取組については、浜松市などの介護施設において実証事業が行われていると承知しておりますので、こうした事例の効果なども研究しながら、機会を捉えて県内の介護施設にも情報共有してまいりたいと考えております。

○柴田委員長 洪間委員。

○洪間委員 本当に、もとより介護施設には笑顔が必要だということで、様々な取組をしている、そして、デジタルも活用しながらやっているということでありました。

これも、その複合的な効果もある、そしてそれが寄附になるという、自分の笑顔が、自分が健康になった上に、その寄附先のために頑張る。これ面白い取組でして、介護施設同士で、Aという介護施設とBという介護施設があって、この介護施設何ぼ笑ったと、いや俺たち負けているな、笑おう、笑いの競争が起きるんですね。そしてみんな仲よくなったと。

高齢者の方が元気になって笑顔であふれている、まさしくいい取組になると思いますので、県内の介護事業者の中にこれを取り入れたいというときは、私も紹介したいと思えますし、県として前向きに取扱いしていただけたらと思うところであります。

部長、ありがとうございます。

様々な効果がある笑顔の効果というのが社会課題の解決につながるという事例であります。ぜひいろんな分野、今申し上げたのは、福祉分野とかありますけれども、多くのところで合致する、子育てなんかそうですね、教育分野も申し上げたとおりであります。様々な効果がありますので、これはもう全体的に検討していただけたらなというふう

に申し上げてこの質問は終わります。

今年の冬はまさに大雪でありました。特に米沢市は、例年の二倍の降雪であって、率直に大変でした。この大雪に伴い、人身、農業、家屋など、いろんなところに被害が及んでおります。災害であり、ここでも復旧復興が望まれますし、また、対応していききたいところであります。

復旧復興しなければならないのは人の心も、と思えてしまうこともありました。

大雪ゆえ、公道の除雪作業も大忙しでありました。早朝というよりも暗いうちから、除雪オペレーターの皆さんは、通勤や通学に支障がないように懸命に作業をされておられました。改めて感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

そのような、みんなのための作業において、道路脇、つまりは住宅や事業所の間口に雪が寄せられます。当たり前のことです。事業所ならば、「除雪ブルドーザーが来た、みんなで片づけよう」と、「ブルが来た、片づけろ」となるわけですね。これも当たり前の風景であります。

しかしながら、このたび耳を疑う話を聞きました。ここまで大雪ですと、朝の除雪だけでは間に合わず、除雪基準の降雪があると、昼時間であれ作業をしなければなりません。そうしなければ、道路が積もった雪でかさんでしまって、タイヤの跡によって凸凹になってしまうのであります。よって除雪に向かおうとすると、役所のほうから、「除雪の雪を間口に置いていくと苦情が来ている。昼の時間の除雪はしなくていい」という連絡があったというのです。案の定、当該箇所の道路ががたがたになって、通行に支障を来したほか、かえって翌日の除雪が大変だったということがあったのです。

役所も役所ではありますが、もとなる「間口に雪を置いていくな」などと言う人は、自分のことしか考えない、みんなが通る公道のことはどうでもいいような話で、身勝手です。

もちろん、独り暮らし高齢者宅などは、押し雪軽減として、市町村を中心に、間口に雪を置かないような配慮をする事業があり、例外は当然あります。しかし、雪を片づける体力も機械もあるようなところから、間口に雪を置いていくなどは不寛容そのものです。

いつからそんなふうになってしまったのか。今年は大雪だからと思いたいところであります。雪はみんなで協力して対応していかなければならないのであります。ただですら、除雪オペレーターが不足しているときに、除雪した雪を間口に置かないようになどとしていたら、とても除雪が間に合いません。まして幹線道路となっている県道などはなおさらであります。

雪の季節が始まる前に、これまでも当たり前だった間口に寄せられた雪は、例外は別にして、自分で片づけるようチラシを作るなり、「県民のあゆみ」などで啓発してはいかがでしょうか。

自助、共助による除排雪の取組について、県では、これまでどのように展開してきたのか、また、今後さらに強力で展開していくべきと考えますが、みらい企画創造部長にお伺いいたします。

○柴田委員長 小中みらい企画創造部長。

○小中みらい企画創造部長 お答えいたします。

平成三十年十二月制定の「いきいき雪国やまがた基本条例」では、雪に関する施策を行うに当たっての基本理念の一つとして、「除排雪は、自助、共助及び公助が適切に組み合わせられることにより総合的に推進されるよう考慮すること。」とっております。また、基本理念ののっとり県民の皆様の役割として、「地域における除排雪——に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。」としており、県では、こうした考え方にに基づき、道路除雪に伴い、どうしても家の前の路上に残ってしまう寄せ雪につきましては、各家庭や近所で助け合いながら処理に御協力いただきますよう、コンビニエンスストアへのチラシの配架などで呼びかけを行ってまいりました。

一方、同条例では、「県は、雪に関する施策を推進するに当たっては、地域の自然的社会的条件をしん酌するとともに、降積雪が特に多い地域について、県民生活等に支障が生じないよう適切な配慮をするものとする。」としております。

県ではこれまで、同条例に基づく行動計画となります山形県雪対策アクションプランを策定し、要援護者宅の除排雪支援や地域住民が共同で取り組む一斉除排雪への支援、さらには、県民自らが除排雪に主体的に取り組むための資機材の整備への支援など、市町村が実施する住民の自助、共助を支援する取組に対し、「いきいき雪国やまがた推進交付金」で重点的に支援してまいりました。

現在、策定作業を進めております令和七年度からの次期アクションプランでは、さらに一歩進めまして、ボランティアやNPO法人、地域組織など、地域共助力の組織化に向けまして、県主催の研修会を開催するなど、立ち上げの支援を強力に後押しすることとしております。

あわせて、委員から御提案のありました県の広報媒体の積極的な活用や、一般の県民の方も参加できる新たな雪害防止講習会の機会等を捉えまして、自助、共助による除排雪へのさらなる御理解、御協力をいただけるような取

組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

○柴田委員長 洪間委員。

○洪間委員 自助、共助、「いきいき雪国やまがた基本条例」、この条例には本当に自助、共助というのを強くうたっていますけれども、条例のまま、そのままにやっぱりやっていただきたいですね。

先ほど「間口に雪を置いておくな」って苦情が来ているから除雪せんでいいなどということ、あってならないと思うんですよ。実はこれ、役所という言い方をすると市町村のように聞こえますが、これ県ですからね。

ぜひ併せて対応していただきたいと思います。

何より、この「いきいき雪国やまがた基本条例」は、もともと議員提案条例で我々一年以上かけて勉強してつくり、いよいよ条文まで考えてやろうといったとき、やっぱりこれ県でしますって取っ返した条例ですから、やってくださいよ、本当に、その理念のままに。きちんと条例の条文どおり実行していくということが大事になってくると思いますので、ぜひ部長、対応方よろしく願ってこの質問を終わります。

ありがとうございました。

これと相通じる話でありますけれども、ジャーナリストの井上和彦さんが月刊誌に寄せた文に同感したため、その一部を申し上げます。

「感謝」現代日本社会から消えてしまった言葉の一つではないだろうか。あれがない、これが足りぬ、と現代日本社会には不平不満だけが渦巻くようになってしまったようだ。「足るを知る」という古来日本人が美德としてきたつましく謙虚な観念が消え失せ、私欲を満たせぬものには、容赦なく不満をぶつける社会になってしまったように思えてならない——中略して——日本人はいつからかくも幼児化したのだろうか、というものです。

著書「他人を非難してばかりしている人たち」、サブタイトルに「バッシング・いじめ・ネット私刑」——「わたくしけい」と書いて私刑ですね——これ、別の意味がリンチということも付け加えられている。リンチって恐ろしい言葉ですが、この本を著した昭和大学医学部の精神科医岩波明教授は、日本社会から寛容さが失われているとしております。ジャーナリストや精神科医が言うまでもなく、多くの人が寛容さが失われていると感じているのではないのでしょうか。

兵庫県議会では、知事をめぐる問題を明らかにするために百条委員会が開かれました。委員の一人がネット上で執拗に攻撃され、しかも家族まで脅かされるほどの容赦なさで、議員を辞職したほか、命まで落としたとの報道がありました。

このような報道は枚挙にいとまないほど見聞しており、不寛容な世の中になったものだと感じております。

なぜこのような不寛容な世の中になったのでしょうか。SNSなどのネット社会、商業マスコミ、悪平等、思いやりの喪失、地域コミュニティや人間関係の希薄化など、原因は様々複合的にありそうです。

ここで私が取り上げたいのは、行政にもその一因があるのではないかということです。何でも行政の責任にするのとはわけが違うということをまず言っておきます。むしろ、行政の抱え過ぎが問題であると言いたいのであります。

本来、個人がすべきであることを、あれこれ行政がやり過ぎのように感じております。直前の質問、間口除雪のように、苦情が来たからといってそれに対応する行政であってはならないのです。苦情が来たなら「間口に置かれた雪の片づけ、それはあなたがやってください」と言うべきです。議員もそうですね、いろいろ言われて「俺は役所に言ってやったぞ」とか、「俺が聞いてやった」とか、それもまずいと思います。それがなかなか言えない行政になっているようであります。

何でも県で行います、県がやりましたということでは、自立した個人は育たず、何か問題があればすぐ人のせい、行政のせいにする。不寛容な世の中になる、あるいは不寛容をつくってきたのではないかと思っております。

理想なのは、県行政はセーフティーネットとして存在し、個人も企業も地域社会も公共サービスに大いに関わっていく、みんなで山形県をつくっていく、そういう山形県にしたいと私は思っております。

しかし、現状は行政が突出しているように感じておりますが、知事は、公共サービスの在り方についてどのように考えておられるのか、また、その上で、今後どのような山形県にしたいのか、知事よりお答えいただきたいと思っております。

○柴田委員長 吉村知事。

○吉村知事 お答えいたします。

今後の公共サービスの在り方を考えるに当たりましては、県民ニーズの多様化をはじめ、少子高齢化や人手不足など、社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが重要であります。

そのためには、予算や人員等の行財政資源に限りがある中で、真に県が実施すべき取組を見極めるとともに、県民の皆様や民間企業、地域コミュニティなど多様な主体の力の発揮を促し、一緒になって県づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

県では、現在、第四次山形県総合発展計画の後期実施計画の策定を進めておりますが、この計画では、今後の県づくりにおきまして、「共生」、共に生きる、そして「共創」、共に創る、掛ける「挑戦」を重視していくこととしております。

まずは「共生」の県づくりとしまして、他者を尊重し、相互の違いを認め合える社会づくりを推進してまいります。本県に受け継がれてきた支え合いの精神や多様な人たちとの交流・受入れを基に、地域が発展してきた歴史を大切にしながら、誰一人取り残されない、県民誰もが活躍できる包摂性・寛容性の高い社会を目指してまいります。

また、多様な主体が力を合わせ、新たな価値を生み出す「共創」の考え方は、地域の活力を高めることにつながります。暮らしや産業の様々な分野において、県民の皆様や企業から課題解決や新たな芽出しに向けて主体的に関わっていただくとともに、それぞれの特徴を生かした適切な役割分担の下で連携・協働を推進していくことが重要であります。

さらに、こうした多様な主体の力の結集を発展の原動力として、積極的に挑戦していくことが重要となります。寛容で包容力のある本県に根差した文化を背景とした県民の皆様の様々なチャレンジを応援していきますとともに、県におきましても、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な皆様と対話を重ね、それぞれの未来に向けた思いや考えをお聴きして施策に反映させながら、常にチャレンジを続けることで、県民の皆様が将来に希望を持てる山形県を県民の皆様とともにつくってまいりたいと考えております。

○柴田委員長 渋間委員。簡潔に願います。

○渋間委員 もう時間がほぼありません。(画像を示す)昨日、インドのインフルエンサーの方が山形に見えましたということで、これは後で部長のほうにいろいろお話させていただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○柴田委員長 渋間佳寿美委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、明日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 一分 閉 会